

東京空襲犠牲者の叫び

# せめて名前だけでも

- 全国空襲連結成2周年のつどい
- 原告77名、最高裁への上告の思い (1)
- 東京空襲犠牲者遺族会第12回総会
- 東京大空襲67年目の証言集 (6)
- 沖縄民間人犠牲者遺族、傷害者ら40名、集団提訴
- 「東日本大震災、福島原発事故と東京大空襲」のつどい
- 衆議院第一議員会館多目的ホールでドキュメンタリー映画「おみすてになるのですか～傷痕の民～」を上映

第33号

2012.9.20

編集発行 東京空襲犠牲者遺族会

事務局 東京都墨田区押上1-33-4-102

tel/fax 03-3616-2338

tokyokusyu@coral.bforth.com

## 東京大空襲訴訟 原告団77名と弁護団が上告理由書を提出 全国空襲被害者連絡協議会結成2周年のつどいを開催

8月15日に全国空襲被害者連絡協議会が主催した「結成2周年のつどい」は、約220名の人々が集まり成功裏に終了しました。東京空襲遺族会は東京大空襲訴訟原告団とともにこの成功をめざして頑張りました。いつ、解散、総選挙があっても不思議でない政局、原発ゼロをはじめ国民の怒りの行動もかつてなく高まり、情勢は緊張しています。東京空襲遺族会は、最高裁に上告した77名の原告を激励し、最高裁勝利と立法案実現の二つの運動を支え、一人でも多くの人の協力を得るため秋から年末を見据えて活動を推進しましょう。

### 一、宣伝と署名活動に全力をあげましょう

国会向けの署名(緑色)は引き続き急いで集めてください。新しく最高裁向けの署名簿は9月下旬には出来上がります。

8月29日は東京高裁前で、上告理由書の提出に併せて、速やかな上告受理と最高裁での審理開始を求めて宣伝しました。9月1日には東京都慰霊堂前で宣伝活動を行いました。これからは街頭、駅頭などで宣伝を行います。

### 二、地方議会からの意見書を上げましょう

いま都内の区市町村議会に対し、「空襲被害者等援護法」の立法化をめざして国に対し、「立法化促進の意見書提出」を求める運動をすすめていきます。国会議員をはじめ各地方議会議員に対し協力を願う働きかけに協力してください。

三、第7回浅草ウオークへのご参加をお願いします

日時 10月21日(日) 午後1時半開会

場所 台東区民会館9階 (別紙ビラ参照)

主催 浅草ウオーク実行委員会

集会終了後、浅草をウオークします。

加盟団体 東友会(東京都原爆被害者団体協議会)

東京空襲犠牲者遺族会

和ピースリング



8月29日(水)午前10時、原告団及弁護団の代表が東京高裁へ、最高裁への上告理由書と上告理由申立書を提出し、宣伝と署名活動を致しました。

許さない！「戦争被害受忍論」

## 全国空襲被害者連絡協議会 結成2周年のつどい 沖繩戦の未補償の民間被害者40人が集団提訴



8月15日(水)台東区民会館で「許さない! 戦争被害者受忍論、最高裁上告の勝利、「空襲被害者等援護法」(仮称)の制定」をスローガンにして、約220名が参加して「つどい」が開かれました。

開会挨拶で、星野弘全国空襲連運営委員長(東京大空襲訴訟原告団団長)が、本日沖繩で犠牲になった県民のうち、救済からとり残された6万7千人を代表して40名が那覇地裁に提訴しました、と報告。国の不条理な民間人差別を改めさせ、人権が尊重され、人間としての尊厳を守る世の中を後世に引き継ぐために、各地の人々と連帯して闘う決意を述べました。そして中山武敏全国空襲連共同代表(東京大空襲訴訟弁護団団長)は、「東京高裁は1987年の名古屋空襲訴訟の最高裁判決を引用して憲法14条に違反しないと棄却した。最高裁の戦争被害は国民が等しく受忍すべきであるとする『戦争被害受忍論』を打ち破るために全力を尽くす。そのために広範な世論の支持を得るよう一緒に運動を」と呼び掛けました。また、首藤信彦「空襲被害者等援護法(仮称)を実現する議員連盟」会長をはじめ、木村たけつか議員、初鹿明博議員、福島瑞穂議員らが援護法案の成立へ向けての決意を表明しました。

続いて、ルポライター鎌田慧氏が「3・11東日本大震災、福島第1原発の事故が問うもの」と題して記念講演。日本は国体護持のために首都東京が空襲

を受けるようになっても降伏せず、広島・長崎への原爆投下まで戦争を続けた。かつての軍事産業は原発産業として復活し、今、原発を再稼働させるのは新たな国体護持である。日本は空襲犠牲者にきちんと補償していないが、ドイツは戦後補償をきちんとしたから、原発から自然エネルギーへの転換の道がいち早く選んだと述べました。休憩後、各界からの発言があり、内藤雅義弁護士は「日本は、責任を取るべき戦争指導者が最も手厚い補償を受け、最も補償されるべき民間被害者が見捨てられている」と述べ、元朝日新聞論説委員柴田鉄治氏は「飛び入りだが、二度と戦争を起こさないために、対人地雷やクラストー爆弾の禁止条約が出来たように、空爆禁止条約を日本から世界に呼び掛けることが私の夢です」と語りました。また、河野達男新宿区議が「2年前の結成集会に参加し、地方議会では何が出来るかと考えて意見書を上げようと、6月区議会で空襲被害者の救済に関する実態調査を求める意見書を全会一致で可決しました」と報告。澤田猛氏(都市空襲研究会代表)は、「原爆被爆者は空襲を知らない。一方、空襲被害者はヒロシマ・ナガサキを知らない。第五福竜丸や福島原発の被害者らとも連帯しなければ、受忍の壁は突破できないのではないかと指摘しました。そして早乙女勝元東京大空襲・戦災資料センター館長は、「8月15日、私は家のラジオで天皇の放送を聞き、『国体を護持し得て』という言葉が気になった。7月26日にポツダム宣言が出てから迷いに迷ってようやく受諾した。その間に広島・長崎に原爆が投下された。今、また天皇を元首にとり憲法改正への動きが強まっている。これはいつか来た道、ストップをかけねば。原告の皆さんの、戦争の

けじめをつけるための5年間の奮闘は、今が踏ん張り時です。最高裁判決と援護法をぜひ勝ち取りましょう」と述べました。続いて「アピール」(案)の発表で、安野輝子全国空襲連副委員長(大阪空襲訴訟原告団団長)は、「全国空襲連が結成されて2年になるが、この間、東京も大阪も、原告団の必死の思いでの意見陳述にもかかわらず、請求を棄却する判決が出て、心が折れそうになる日もあったけれど、それでも踏ん張ったのは、このまま国に空襲被害を「受忍」させられたままでは、子や孫の世代に平和な未来を手渡せないという思いからでした。(中略)すでに提訴以来、東京では11人、大阪では2人の原告が亡くなり、病に伏せている仲間もいます。でも、私たちは決してあきらめません。この国に生まれてよかったという思いを抱いて私たちが眠らせて下さい」と訴えました。

閉会のあいさつでは、全国空襲連顧問杉山千佐子

## 民間空襲被害者のドキュメンタリー映画 「おみすてになるのですか、傷痕の民」上映会

8月30日(木)午後4時半から衆議院第1議員会館の多目的ホールで、空襲被害者等援護法(仮称)を実現する議員連盟と全国空襲連の共催で、2010年にクリエティブ21が林雅行脚本・監督で製作した、被災傷害者の今を追うドキュメンタリー映画の上映会が開かれました。上映に先立ち、中山武敏全国空襲連共同代表は、「空襲被害者等援護法の要綱案では、両腕を失った方に100万円、片腕を失った方に50万円という、被害者の方にとっては

さんの代理で岩崎健彌氏が、「名古屋の杉山千佐子が全国被災傷害者連絡会を立ち上げて40年になる。当時56歳だった杉山は今、96歳になった。当時、私は中日新聞社社会部記者だった。1973年から1989年まで国会へ14回、戦時災害援護法案を上げしたが、政府、厚生省は「民間人は国との雇用関係がない」として廃案になった。傷痕軍人会から「戦争に行っていない。女のくせに」とののしられた。ところが、西ドイツに行ったら、西ドイツでは戦後直ぐに傷痕軍人が「軍人も民間人も一緒にしなければ」と運動して軍人も民間人も公平・平等に手厚い補償がなされていた。日本という国は、「お気の毒に」とはいうが、組織として責任を取らない。根本的なこの仕組みを作り直さなければいけない。原発も沖縄も私たちは傍観しているだけでは、共犯者になる」と述べました。

でも補償とはいえない金額だが、慰謝料として我慢してほしい。今は法案を一刻も早く成立させる最後の機会です」と述べました。名古屋から参加された全国空襲連顧問の杉山千佐子さんが、「今日はよくお運びくださいました。これから観ていただく映画は決して楽しい映画ではありません。全傷連の会員が「恥ずかしい」「いやだ」というのを、敢えて、被災傷害者が置かれている現状を皆さんに解つてもらうために、撮影に応じてくれました。このような

立派な会場で上映されるとは、会員の皆さんも来たかったでしょうが「会長、頼む」という。私も来月には満97歳になります。どうか空襲被害者の苦しみを解つてほしいのです。1日も早く援護法が成立するようご支援ください」と訴えました。

映画は、杉山さんが大阪、岐阜、浜松など各地の傷害者を訪ね、皆さんから「国との雇用関係がないとほつたらかしにされている。元の身体に戻してほしい」「1銭も国からは援助がない、私らが死んでいくのを待っている」「背中と腰に大きな傷があるが、手足が動くからと身体障害者手帳ももらえない」「被害者が動かなくても、議員さんの方から声を上げてほしい」「国からも家族からも見捨てられた」「補償がないのは不公平。何とか悲願を達成させてほしい」とさまざまの訴えがなされました。東京大空襲で両親と姉と弟を失くし、その後機銃掃射で右手を失った豊村美恵子さんは、右腕の義手をみせながら、「国が戦争による傷害だと認めてくれないから、周囲から蔑視され、我慢に我慢を強いられて生きてきました」と語りました。

2008年6月、杉山さんは、さいたま市立大宮北高校の講堂で、全校生徒を前に「皆さん、これからお話しすることは、決して面白い話ではないが、いかに戦争は残酷なものか、真実をお話します。二度と戦争を起こしてはなりません」と講演を始めました。ナレーションが「今、杉山さんは94歳を迎えました。しかし、被災傷害者の願いに国はまだ応えていません。捨てられた民です。私が死んだら弔い合戦をやる人がいません。命ある限り、自分の手で援護法を通さなければ死ねないと杉山さんは言います」と、挿入歌「ひとつのおもい」(寿KOTOBUKI)

をバックに流れて、約1時間余りにわたる映画が終りました。司会者の「運動はこれからだという思いです。永年、戦後補償の運動に尽力されてきた有光さんに、法案を通すためのアドバイスを」と促されて、有光健氏（戦後補償ネットワーク・シベリア抑留者支援・記録センター代表世話人）が「議員さんは忙しいので、知ってもらうことが大事です。この

映画のダイジェスト版を出来たら作ってもらって、議員さんに配布するとか、~~三~~か民放に放映してもらうとか、もつともつこのドキュメンタリー映画を活用して、若い人にも知ってもらえるようにしてはどうか」と提案されました。そして「杉山さんの存命中に何としても援護法案を通したい」という司会者の言葉で終了しました。

## 大阪空襲訴訟控訴審始まる 一審不当判決への怒りを控訴審に！

6月11日、大阪空襲訴訟の控訴審が大阪高裁で始まりました。開廷後、原告団代表世話人の安野輝子さんが意見陳述しました。今から67年前、1945年7月16日、6歳の幼稚園児だった安野さんは、米軍機の投下した爆弾の破片の直撃を受け、左足の膝から下を奪われて、空襲被害者への援護措置が一切ないなかを松葉杖と義足で生きてきました。裁判で安野さんは訴えました。

「私は1973年から全国戦災傷害者連絡会の杉山千佐子さんの下で戦時災害援護法の成立に力を注いできました。法案は14回も廃案になり、どうして命を大切にしない国なのだろうと落胆しましたが、それでも生きねばならず社会の片隅で、働きながら世の中の変化を見てきました。高度成長期、バブル期もありました、変わらないのは67年間放置された空襲被害者です。戦後一貫して空襲被災者や遺族を棄民扱いしてきた国の態度は私たちの身体にもままして、人間としての尊厳を踏みじり惨めなものに

してきました。無差別空襲の加害者は直接的には米軍ですが、そもそも無差別空襲を招く戦争を始めたのは日本政府です。当時、日本の軍部は空襲で次々と街が焼かれても、市民が都市から逃げることを許さず、市民の被害を拡大させたことが私たちの被害なのです。当時私たちは幼い子供でした、両親も家も焼かれ一人世間に放り出された孤児、油脂焼夷弾で全身火傷でケロイドになり職にも就けなかった人、6歳で足も家も弟も奪われ芋虫のようになっていた子供たちが、戦後どんな思いで生きてきたのか。人権の砦と聞く司法に、私は日本の良心を問うてみたいと思います。多くの方々を支えられて始まったこの大阪空襲訴訟ですが、一片の嘘もない私たちの真摯な訴えに、言葉をもてあそんだような理屈で退けた一審判決に人の心は微塵も感じられません。放置された私たちの厳しい現実を曲げること、消すこともできません。このままでは空襲はなかったことになってしまいます。後世に伝えて再び

戦争の惨禍のない世を残さなければ、空襲で黒煙に消えた50万の命も、私達の犠牲も無くなってしまいます。裁判長、どうか、ご自身におきかえてお考えいただきますようお願いいたします。」

安野さんが涙ながらに訴えたにもかかわらず、弁論の最後に坂本倫城裁判長は「次回で最後になる可能性があるから、そのつもりで準備するように」と述べました。この日、裁判所が予定した時間は、約30分。弁護団は裁判所に対し「30分では短すぎるので最低1時間確保してほしい」と強く要請しましたが、裁判所はこれを受け入れませんでした。弁護団は、控訴審でも原告や専門家証人の尋問を行うよう裁判所に求めています。（「大阪空襲訴訟ニュース」第15号より）

6月13日の「空襲被害者等援護法（仮称）」を実現する議員連盟第5回総会に出席された藤原まり子さんと小林英子さんから次のメッセージが寄せられました。

### 東京空襲訴訟原告団の皆様へ

編集部

先日藤原、小林二人が東京に寄せて頂きました。皆様に大変お世話になりました、又ご親切を頂きまして本当に有難うございました。東京は孤児の方が多く、あの法案はあれでよいと思います。ただ大阪の場合は、傷害者が多く、あの1945年の大空襲は孤児も傷害者も可哀相で悲しい思いをしました。でもあの法案は傷害者にとって、メリットが少なく何としても、もう少し有利な法案にして下さい、お願いします。傷害者は五体満足ゆえに、就職や結婚も困難をきし、今も足や手に戦争の傷跡が離れません。現在も不自由な生活をしています。出血多



4月25日(水)東京高裁の判決の日を迎え、入廷する原告団・弁護団・支援者たち

## 東京高裁判決と最高裁上告への思い (1)

量なのに当時薬や食べる物も無く、大人になつても身体が弱く、でも働かなければ生活出来ず、病院通いしながら働き子供を育てました、年金のないところで働き、障害者年金も貰えず、困窮しています。ワーキングプアの生活です。藤原―一律に一人百

万円と医療費の無料を、小林―毎月10万円の年金支給と医療費無料を、と望みます。以上、私達の声なので、何とぞ宜しくお願い致します。

大阪空襲訴訟原告、藤原まり子、小林英子

### 今津 進 (89歳・埼玉県)

一審判決と少ししか進歩のない判決には裏切られた思いです。私たちとは思考の違いでしょうか？これではあの悲惨な空襲時を思うと頑張らなければと思います。今までご尽力いただいた弁護士さんはじめ役員の方々に心から感謝申し上げますとともにこれからよろしくお願い申し上げます。

### 原告団副団長 清岡美知子 (88歳・東京都)

地裁・高裁と棄却の判決が続ぎ、私達の怒りと失望は高まりました。裁く人も被告国側の人も戦争を体験しない世代なのです。歯がゆさと空しさを感じたのは私だけではないでしょう。そしていよいよ最後の正念場を迎えます。ここまで来られたのも弁護士先生方をはじめ支援してくださる方々のおかげです。この日本に生まれてよかったと思える判決をぜひ勝ち取りたいものです。私はこの大切な時に病を得て不甲斐なく残念ですが、私たちには目的があり、果たしましょう。同志の皆様が77名とはうれし限りです。お互い体調に気をつけて戦後67年を生き抜

いてよかつたと思えるよう頑張りました。

### 佐藤 進 (88歳・東京都)

東京地裁に提訴してから6年たったことで驚いています！ つい先日のように思えますが、地裁、高裁の裁判当日は無欠勤で参加して来ましたが、あと2年は頑張りたいです！ 関係の皆様にはお世話になるだけです、体の続く限り、毎日生き甲斐として頑張ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 佐久間忠行 (86歳・東京都)

高裁の判決も一審と同じ無念です。原告団が団結して、最高裁に上告してくれましたこと嬉しく思います。私の家庭の事情と私の健康問題で、原告団の行事には一度も参加できず心苦しく思っております。今後とも同じこととなります。申し訳ありません。最高裁の闘いにはもちろん逆転勝利、差別なき戦後補償(戦争責任に願いはこれひとつです)勝利を信じています。が、万にひとつ一、二審と同じ結果が出たとして怒りはどこへもつていけばよいのか。私は皆さんと一緒に、皆さんの背中を見ながら闘ってきた東京大空襲訴訟裁判は、日本の歴史の一頁に残るものとして受け取っています。その誇りと報告をもって、両親と弟が待っているところに行きます。弁護団の先生をはじめ、原告団、支援する会、他の皆さん本当にありがとうございます。

### 豊村美恵子 (85歳・千葉県)

国の権限と責任で始めた戦争は政治がやるものです。憲法無視の悪法である国家総動員法は戦争遂行にむけ、すべてを勅令によって人的・物的・資源の

統制を強行発動させたのです。また、民防空は消火義務と罰金刑を科し、律儀な市民は逃げ遅れ、3月10日は世界最大の東京大空襲被害です。4月、5月の猛爆に役所は全滅。東京都は「戦時災害保護法」要覽を部外秘（昭和18年4月）救済廃止。

最高裁判所に上告し、平均年齢80歳で戦後67年の切実な訴えに求めますのは、英知を持って戦争犠牲者援護は、人道法のみでなく、再び戦争の惨禍がないよう、民主・平和・人権を尊重し、犠牲者の慰霊と被害者の救済をして下さい。戦災死した家族4人の刻名した追悼碑を建設し、戦災被害者の医療費、療養費（原爆健康被害と同様）を認めて下さい。

原告団結成以前から、人道的見地に立ち、ご援助、ご支援下さいます全国弁護士団、在京弁護士団の先生方の心労には心から敬意と感謝を申し上げます。最後の勝訴を期して奮起いたします。

**広瀬シン**（85歳 現在入院中）  
**代理 広瀬英治**（77歳埼玉県）

昭和20年4月15日B29約200機。大森地区京浜西南部夜間攻撃を受け、自宅は火の海、父と母と姉は逃げた、逃げた。しかし姉は全身ヤケド。特に胸からは洗濯板のようにケロイドです。頭から顔はツルツル。眼は吊上り、手の指は全部開かずそのままにぎった様だ。父も母も大火傷したが命は助かりました。両親は25年前に死に、其の後長男の私が姉を介護しており、福祉の認定も10年に成りますが、本年2012年4月認定。

- ・合併障肢体不自由身障一級 市（手当月5千円）
- ・第一種精神薄弱
- ・要介護認定

姉の命がある迄闘います。でも、時間がありません。

**眞田恒子**（84歳・東京都）

覚悟はしていたがやっばり、悔しい。涙、涙。戦争孤児の従弟（ガン）。この私の力のなさに頭を下げる。ゴメンネ。「欲しがりません、勝つまでは」と米も醬油も味噌も勿論砂糖もゼロ。食べ物は何もなし。水も一日一時間の給水。ズーツと人間扱いして貰えなかった。何時の世も裏には裏があつただろうが。あの戦争は何のための戦であつたのか。戦後、日本国民一人一人考えたことがあるか。家も、親兄弟も失い、ただ一人ポーンと外に放り出された戦争孤児。そしてこの敗戦。島国根性の日本人。自己中。自立が出来ていない。冷たい。外国は喜んでいる馬鹿な日本人。弁護士団の先生方、又、又宜しく、ご助力お願い申し上げます。

**利光はる子**（84歳・東京都）

母、たった一人の弟（12歳）、同時に10万余の人々が突然生きてまま、焼き殺されたあの無念の日から67年も過ぎていく。一日として忘れることの出来ない残酷な情景が脳裏に焼きついていく。この長い年月に実家のないことで、どれほど悔しい思いをさせられて来た事かわかりでしょうか？ 沖縄、広島、長崎には立派な追悼の場がありますのに、何故10万余の命が奪われた我が東京にはないのでしょうか。広い面積と云っておりません。何時でも行けて追悼できる碑、記念館を造って下さい。何にも言えずに亡くなった人々の霊の為に地裁、高裁を経て最後の頼みの最高裁判所です。どうぞ80代半ばの婆のたった一つの願いをお聞き届け下さいますよう祈っております。

ります。命あるうちにと。声を発する事の出来ない10万余の人々の無念を思うとき胸が張り裂けるような思いだ。生き残った者のやるべき事、それは焼き殺された人たちの生きた証を残すことと思う。

良い判決を願ひ、私の協力者である夫の記憶が薄らいで行く前に、どうしても良い知らせを聞かせることが出来そうですよう強く念じています。

**青木薫**（84歳・東京都）

突然死した弟の意志を継いで原告の一人になりましたが空襲で亡くなった親、兄・妹の供養の為に生きていく限り頑張りたいと思っております。ここまでお世話して下さいました皆様には心から御礼申し上げます。感謝の気持ちで一杯です。

**千葉眞佐枝**（83歳・静岡県）

4月25日判決3・00棄却だった。私は涙がかれるほど泣けてきた。その時ふと思出したのが、文芸春秋1月号の曾野綾子氏の『不条理を忘れた驕り』のタイトルのエッセーだった。昨今多くの人たちが、3月11日以来人生観が変わったと言っている。曾野綾子氏は戦争の時の方がはるかに厳しい地獄を見たと思う。戦争はいつ終わるか分からない完全な人災だと語っていた。私も常々感じていた事だった。

一人っ子で両親の愛に包まれていた16歳の多感な少女だった。それが一夜にして天涯孤独となってしまった。現在盛んに言われている「心のケア」などなかった。私は生理が3年間止まってしまっていた。両親のひとかけらの骨もなかった。私も現在八十三歳の老婆となった。残り少ない日々を最高裁にかけて戦いたいという気持ちでいっぱいです。裁く人も、

被告国側の人も戦後生まれの世代です。しかしこの方々も人の親です。子供さんがかけがえのない親たちを殺されたらどんな気持ちでしょう。聞きたいです。ご自分の身になって良心にしたがって誠実に判断する心でお願いしたいです。

#### 中村志げ (83歳・埼玉県)

少しでも温かく明るい高裁判決が聞けると僅かばかりの希望を持って4月25日傍聴席に座っていました。開始されたと思ったら裁判長の蚊の鳴くような声と短い言葉でアッと云う間に閉廷。ア然としました。同じ日本人なのかと反感を持つばかりです。

好きこのんで両親姉妹と一夜で永遠の別れをしたのではありません。国策に反対することもできず戦争の犠牲にされたのです。無一文、着の身着のまま孤児にされてしまい、そして苦勞の67年間。国が少しでも振り向いてくれる事を願っての裁判。私に残された月日は僅かです。明るい方向に歩ませて下さい。弁護団の先生方、原告団の役員の方々のご努力感謝でいっぱいです。

#### 中野喜義 (82歳・神奈川県)

東京大空襲から67年経ち、私たち原告団でも提訴後不幸にもご他界なされた方もおられる今日、現代社会は戦争そして東京大空襲の悲惨な被害を知る者は少なくなる。私たちは、この犠牲となって失われた親・兄弟姉妹達や親族の無念さと、生死の境をさまよいやつと生き延びた私たちが耐えてきた言葉を絶する苦しみをこの儘忘却の彼方へ埋没させることは絶対に出来ない。この為にも、最高裁の公正な判決あるのみです。

#### 戸田成正 (81歳・東京都)

戦争中「欲しがりません、勝つまでは」と国民皆が頑張り、私自身も高等小学校(今の中学)にも行けずに軍需工場で働かされ、焼夷弾を浴び、母は焼け死に、どうして私どもだけ苦しまなければならぬのか? 一審、二審の裁判長は逃げていたのかも知れない。議員立法もどこまで進めるか? 弁護士先生方、お世話になります。ご苦勞様ですが、最高裁も宜しくお願いします。

最高裁は逃げない判事さん方をお願いしたい。私はずぐにも地裁で良い結果が出るものだと思います。67年前の清水駅でお世話になったご恩返しを、何らかの方法でしたいと思いましたが、一・二審共に敗訴になり、最高裁まで行くとは思いませんでした。裁く人の中に私共と同じ体験者、環境の人がいれば、また違った裁定が出来たと思う。私は団長と同じ81歳。後、何年生きていけるか。歩ける内に私なりの恩返しを清水駅前の交番に行こうと考えています。

#### 原告団団長 星野 弘 (81歳・東京都)

##### 〈上告への決意に満ちて〉

高裁判決の後、事務所に次々と「上告します」とお手紙、ファックスが入ってきました。読ませていただきました。戦中戦後の体験と国の仕打ちへの涙と怒りの声でした。ある原告は「被災者として切り捨て放置は残酷すぎる。激しい怒りを覚える」と述べるなど、お手紙は決意に満ちていました。原告団77名となりました。数は力です。「受忍論」の見直しと「空襲被害者等援護法」の実現をめざし、みなさんと知恵を出しあい協力して世論の共感と支援を広めるために頑張りましょう。

#### 今橋清子 (80歳・千葉県)

昭和20年3月10日の空襲で両親と姉を亡くしました。その供養のためと後世のために悔いのないよう闘いましょう!!

#### 河野 先 (80歳・東京都)

戦前の「軍国主義」国策の誤りを認めさせることです。総括しなかつたあいまいさが、日本国の基本構造として今に引き続いています。原発再稼働、オスプレイの配備、TPP参加、加えて集団的自衛権の行使に公然と踏み込む動きは全く許せません。本件の勝訴こそ、歯止めの一歩になるでしょう。

#### 稲葉喜久子 (79歳・東京都)

2006年に私は東京大空襲訴訟の原告になりました。空襲死者に対する国として責任を認め、誠意ある謝罪の言葉を聞きたいのと、空襲被害者に対する国としての補償を実現したいからでした。東京地裁判決から東京高裁への提訴。そして今年4月25日午後3時、東京高裁判決が出された。「主文 本件控訴をいづれも棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とする」。その間数秒。実は当日この裁判長の主文さえよく聞き取れなかった。余りに裁判長の声がか細かったからだ。まるで何かを恐れるように裁判官は法廷を逃げ去った。傍聴席を見回すと呆気に取られた仲間の顔にぶつかった。原告になってから5年半以上を費やした結果である。翌日、思いを改めて判決文を何度も読んだ。「心情的には理解できるものがある」の個処に太い赤線を引いて。「心情的には理解できる」とあるのに、「救済するのが妥当と考える」といった司法の意思を示すことなく救済

は立法に託すとされた。司法という空疎にして分厚い壁の前に私はいた。現在私を支えてくれている子どもや孫に報告すると、最高裁までやれよ、という言葉が返って来た。私が最高裁へ上告する原告団に加わったのは以上のような次第である。

### 小沢ミキ (79歳・神奈川県)

昭和20年3月10日、あの日から何年過ぎたでしょうか。3月10日が来るたびに亡くなった人の歳を数えて生きてきました。どんなにか無念だったろうと思います。この思いをただ後の人にこんなことがあつたと残したいと思います。「医専が合格した」と母と私の疎開先信州に報告に来た姉、次女はまだ女学生、兄は中学生。兄は医者になると頑張っていたのに若い人の夢を一瞬にして破った戦争。後日、長女(姉)の卒業証書が母の元に学校から送られてきた時、母は「こんなものいらぬ」と泣いた姿が今でも忘れられません。父や姉や兄の無念な思いを晴らしたい。この世に生きて来た証を残してあげたい。この思いです。

### 高橋喜美子 (79歳・神奈川県)

最高裁への上告は正直悩みました。年齢の事、健康の事、しかしここまで闘ってきた事、残された時間の事を思うと、やはり受忍論を認める事は出来ません。亡くなった両親や妹達、多くの犠牲者の供養のためにも最後迄、闘う道を選びました。命の限り頑張りたいと思つて居ます。東京大空襲は、国と雇員関係の無かった一番弱い立場の女、子供の多くを一夜にして灰に、過酷な運命の犠牲者を十万人余りも出したのです。それからの私共の生活は本当に悲

惨なものでした。あの時以来母親と妹たちとは生き別れ、未だに遺骨にさえにも会えていません。その後、火傷のひどかった父も後を追うように次の日に亡くなり、私共は孤児に成りました。私は遠い親類に12歳でお手伝い、勿論、義務教育すら受けることは無く、上野や浅草をさまよい歩いたこともあつた。悲惨な生活を強いられました。これを国の責任とは云わないのでしょうか。雇用関係がなかったから切り捨てとは酷過ぎます。67年も過ぎた今も、3月10日には東京都の慰霊堂の裏口を開けて戴き、お参りさせて貰つて居ますが、あのままでは余りにも死者に失礼な形だと、毎年の様に手を合わせて居ります。間借りの場所で当時の仮安置のままの遺骨を、せめて東京大空襲として別に、広島、沖縄の平和の礎の様な形で追悼して戴けたらと願つて居ます。何故、東京は出来なかつたのか。やらなかつたのか。私には解りません。民主主義国家、平等の名の通り、日本国として他国に恥じない様に、どうか最高裁では血と涙のある判決をして下さい。

私共はもう時間はありません。一人でも多くの原告が生きている内にお願ひ致します。このままでは次世代に戦争の恐ろしさを伝えられず、風化するだけに成ると思ひます。後になりましたが、弁護士先生方、支援の方々には感謝の念に耐えませんが、

### 三宅駿一 (78歳・東京都)

思いもよらない諦めていた事、思い出したくない戦中戦後を明からさまにした裁判を皆々様のお陰で早や5年。いよいよ最高裁のお裁きを待つ。私達人生最後の締め括り。父母姉弟の無念を生き残つた私の務め、生きて居る者の仕事。我が愛する国の司法

を信じ、あまりにも高く遠い希みを生きている証しに、神様、神様、神様、祈念。

### 松田エイ子 (78歳・東京都)

今迄 弁護士さんや多くの方々を支えられて来られた事を本当に有難く心より感謝しております。4月25日の控訴審も「棄却」。敗訴に無念で悔しい一言です。67年前一夜にして母や姉兄妹を亡くし、父だけが助かりました。遺体や遺骨も無く、氏名記録も無いまま、父は自分だけが生きて助かった事を悔やんで何も語らず85歳で亡くなってしまった事など、私は生涯忘れる事は出来ません。なぜ裁判長は私達のこの思いがわかつてくれないのか悲しいです。このままでは亡くなった人たちの思いと生きた証を残すことができなくなると思ひ上告しました。

私は自分なりに出来る事をして、最後まで良い結果が出ることを期待して頑張りたいと思つて居ます。

### 川島マス (72歳・栃木県)

最大級の暴力・戦争という恐ろしく許しがたい事実。戦争の悲惨で残酷な実態を知りながら、想像や共感の情念をはずした判決！ 4月25日。裁判官の胸に人間として去来する心情は？と疑いをかけたくなります。原告一人一人の背負つた苦しみ、涙。矛盾や不便と戦いながら、忍耐も努力も人一倍、我慢に我慢を重ね続けた、歳月67年。戦争を起こした国に責任はありながら、背骨の働きをしていた都民10万人の死者や100万人の罹災者に対する思いやりのない判決。私は上告します。法の下の平等を勝ち取るまで闘います。



# 東京空襲犠牲者遺族会第12回総会

2012年6月1日(金)

台東区民会館8階第5会議室



**藤原副会長** それでは黙祷を始めます。ご協力ありがとうございました。会議を始めますので、議長をお選びいただきたいと思います。その方々をご推薦意をさせていただいております。その方々をご推薦させていただいてよろしくございませうか。

(拍手)ありがとうございます。それでは議長にベテランの根本さんと河合さんのお二人をお願いしたいと思います。根本さん、河合さんよろしくお願いいたします。バトンタッチします。(拍手)

**河合議長** 河合節子と申します。不慣れですけども、よろしく願います。(拍手)

**根本議長** 同じく推薦をいただきました根本です。

私たちの会は2年前に遺族会創立10周年をお祝いしました。そのころ、今世界一高いということ評判になっているスカイツリーが300メートルぐらいまで出来ましたか、半分ぐらい工事が進行しておりました。今は完成してですね、立派な塔を見るのが出来ます。ああいう「もの」というのは変わっていくこと、進歩が目に見えてわかるんですね、ところが、私たちがやっている運動というのはなかなか目に見えにくい、という難しさがあります。心一つにしてこれからの遺族会の発展に頑張りたいと思います。よろしく願います。(拍手)

**河合議長** では開会の挨拶を、星野会長からお願いいたします。

**星野会長** 星野でございます。まだしつかりと喉も

治っておりませんので聞きづらいかと思いますが、ご了承をお願いいたします。遺族会の総会ということで創立以来12年にもなりましたが、今年、裁判の方は高裁の判決が出ました。非常に残念ですが、私たちの要求に対して司法の責任を放棄して請求を棄却しました。提訴以来5年が経過していますが、今度は原告団77名が最高裁に向けて上告しました。それから援護法を作る運動を同時に進行させています。こちらの方は国会議員団連盟が要綱素案を作ります。先日私たちに提示されました。これから関係者と議論を煮詰めて、最高裁での闘いと国会を通して援護法を作る、この二つの運動を併せて頑張っていく非常に大事な節目の年になりました。この間も高齢化が進んで、会の体制は基本的には変わっていないのですが、なかなかこういう集会に参加するということが出来なくなってきた大変寂しいんですが、多くの会員さんの期待を受けてこれから本格的な最後の節目の運動にしていきたいと、このように考えているところであります。

このあといろいろありますので、開会の挨拶が横道にそれるようですが、一つ、二つ個人的な考えを含めて話してみたいのですが、要するに空襲犠牲者の人たちがあの戦争で傷つき命を奪われ、障害者となったという事実を国が認めて、正當に苦勞に対して補償する、それを私たちは戦後処理の最終的な決着というふうと考えて、多くの皆さん方の力をいただきながら、今日まで努力を重ねてまいりました。

私たちが最初に取り組んだ空襲犠牲者の氏名記録運動は、東京都が着手したときは3千名だったんですが、今現在7万9千名ぐらいいまで空襲の犠牲者の氏名は掌握させたんですが、東京都はもう残務整理だ

ということを公然と言いはじめています。東京都慰霊堂に空襲の犠牲者の亡骸は10万5400体入っているんです。にもかかわらず、もう最終段階だというようなことを語り始めている。このようなことは決して許されぬ。最後の一人まで犠牲になった人々の名前をしつかりと誠実に記録する、そして後世に伝えていくという仕事をやってもらわないと困る。そういう初歩的な活動から、この間の苦労に対する国としての償い、これをやっていただく。これは先進国の中でやってないのは日本だけです。欧米各国は軍人・軍属と民間人を等しく補償をし、追悼するということをやっています。東京の場合なんかは独立した追悼施設すらない。そういうことで大変遅れています。私たちは今、全国空襲連を結成して国会での立法運動を本格化しているわけですが、この運動を本当に全国に広げて、九州やその他に拠点の地域がつくられつつあります。遺族会は、全国的な運動の一翼を担って最後の仕上げの運動に入ってきたいと考えています。どういう結果になろうと、空襲の犠牲者が自らの権利を主張して、正々堂々と国に対して要求したという明らかな事実を、後世に引き継ぐために、私たちは最後まで頑張っていく。今回の総会がそのスタートの機会になることを心から願っています。私の開会の挨拶に代えさせていただきます。(拍手)

**河合議長** では、次に東京大空襲訴訟原告団の足立事務局長からご挨拶をいただきたいと思えます。

**足立事務局長** 1年間の総括と今後の方針を決める第12回の総会、おめでとうございます。私も提訴から5年、全国空襲連をつくって2年。裁判の傍聴、集会、学習会の参加について遺族会を中心にご支援・

激励をいただきまして、厚く感謝を申し上げます。さて、私どもは東京高裁に本当に期待をしておりました。ところが、第1審よりか悪い判決を出したんです。四つ理由があります。一つは、米国の国際法違反の残虐な無差別爆撃に対する判断と日本の米軍に対する請求権放棄及び空襲被害者の放置責任判断の回避をしました。二つ目は、このようにして私ども空襲被害者の生命、身体への特別犠牲を強いられない権利を理由なく否定をしました。三つ目は、私どもは平和のうちに生きる権利があると憲法前文にあります。これについても具体的な権利性についても否定をいたしました。そして四つ目は、戦争被害受忍論、1987年、昭和62年に名古屋空襲訴訟高裁判決に書かれた「戦争被害は我慢しろ」受忍論、これについて逆に、引用して肯定いたしました。そういう結果なんです。これは、一審の判決より後退しているわけです。そういうことでありますから私どもはまさに死ぬに死ねない。闘いはこれからということになりました。113名のうち77名が上告いたしました。こんなことでは死んだ母や父に対してまったく申し訳ない、最後まで闘うという決意を込めて、最高裁に上告いたしました。5月7日です。私どもはなぜ上告するのか。二つの理由があります。先程も言いましたが、戦争被害受忍論です。戦争被害だから受忍せよ、を見直しせよ、ということなんです。今日までずっとそれできました。あらゆる判決に戦争被害受忍論の思想がはつきりと出ています。これを正すということ、これが第一であります。もう一つは、自分の考えも分かりませぬけれども、御国のため、国のためにと意識、国家観、これについて根強いものがあるんです。したがって軍人・

軍属には補償し、私ども民間の被害者には受忍というわけです。これは、やっぱり国家観、お国のため、天皇陛下のために尽くすのだというこの意識、戦前からの国家意識も変えていこうということも大きな一つになるかと思えます。そういうことで私どもは頑張っていかなければと私は自分なりに思っております。その意味では東日本震災、福島原発事故がありました。今こそ国にとって何が大切かということ、それは国民の「命と身体」と言うことをはっきりさせるということ。今こういう大きな事故がおきまして、この時に戦争空襲被害者も、同じように「命・身体」を守ること、これが国にとって一番大切なのだということの原点。原点を確認させるために訴えを起こしていると思っております。既にヨーロッパでは、軍人・軍属も民間人も同じ補償をしております。フランスでは戦争被害者を大学までいけるようにしています。こういうことが先進国では普通になっています。ところが日本はそうではない。これを変えていかなきゃならないことだと思えます。私どもの会は裁判と立法を通して何を実現するかということであり、何を實現するか、いくつもあると思いますが、私は一つは、67年間も国は何もしてこなかったこの事実、それを変える、法律の制定をさせるという、これが第一だと思います。二つ目は、人間の価値、命の価値についてです。たとえば大阪地裁で2009年7月27日の第3回口頭弁論で藤原マリ子さんは、左手に火傷を負い、中学2年の時に切断されました。この方の補償はありませぬ。障害年金で12年の軍人の場合と比較しますと、外地に行く1年が3倍に計算されるんです。ですから4年の軍歴が12年になるんです。藤原マリ子さ

んと同じ障害の人がどのくらい貰っているかと言いますと、1年間に426万700円支給されているんです。60年近くになります。大阪弁護士団がこれを計算して法廷で陳述したんです。今や1億4千何百万、数字も出ております。1億4千万の差がついています。このような命の格差を無くしていくというのが大きな2番目の問題であります。裁判を通じて実現することはこの二つです。過去を総括しまして、平和の下に平等に生きる権利を創っていく壮大な運動をこれからもつていかなきゃならないと思っております。空襲被害者等援護法を今国会に上程するというところで、今原案が出来つつあります、まだはつきりと出来ておりませんが。この法律をつくるということは、民間空襲被害者も救済するということでありますから、実質的に戦争被害受忍論の打破であります。遺族会が今から12年前に結成され、その前に名前を記録する運動もあります。今日も橋本代志子さんも出席されていますが、橋本さんを含めて戦争被害者の遺族、体験者が運動の中心になります。今や我々一人一人が限られた状況の中で運動することによって、必ず戦争被害受忍論をなくしていく、そして、援護法をつくること、そのための大きな国民的な運動に努力をしなければなりません。遺族会のみならず、全国空襲連、原告団一緒に頑張って頑張りましょう。

**河合議長** ありがとうございます。次に今日お出でいただいている友好団体の皆さまをご紹介したいと思いますけれども、今日はピースウルズの若い方々が子どもさんをお連れいただいて3人いらしてらるんですか、すいません、ちょっとお立ちいただけますか。(拍手) ありがとうございます。若い方が来ていた

だけるのはほんとうにうれしいことです。それから和ピースリングの加藤さん(拍手)、ありがとうございます。それから今日は文化学院の生徒さん4人と先生の高橋孝之介さんですね。授業の一環として東京空襲を勉強してくださいということに来ていただいております。ありがとうございます(拍手)。皆さんからいろいろのお聞きしたいところで、その時にお願したいと思えます。

\* 続く活動の報告・方針の提案、会計報告・監査報告については同封の資料をご覧ください。

**根本議長** 議長交代をしました。前半は遺族会の活動報告と方針の提案がありました。会計報告と予算の提案もありました。これら遺族会の活動についてご質問、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。これが一応規則にそって確認できました。後半は自由発言として皆さまそれぞれ体験されていることとか自由な感想・意見、こういうものを受けてまいりたいと思えます。恐縮ですが、最初にお名前を紹介してください。

**河野先** 河野と申します。日ごろから役員の方本当にご苦労までございます。そういうことで、とかく申すことではありませんけれども、今日牛山さんのお話の中で、3ページ「共同の要求にもとづく憲法と平和を守る運動のひろがり」ということでご提案いただいたわけですが、非常に大切だなあと思っております。そして消費税、明らかに消費税が大きな課題に儼なっているけれども、今度の問題点というのは「税と社会保障の一体改革」という名前前で、実際には一体で改革して、さらに防衛につながるように、だから足りなければいずれた社会保障

を改悪して税金を上げるといふことも含まれているということと理解していただきたいということと、それから東北の大震災の復活の状況をみていて、この問題で300の問題を許すとやはり大変なことになるといふことと、さらに原発ゼロの問題なんです。今大飯原発がどうなるかということが焦点になっておりますけれども、私も2回ばかり新聞に投稿したんですが未だに掲載されない、私の投稿した内容というのはたまたまテレビで竜巻事故のときにあの竜巻がもし原発建屋にもろにぶつかったらば大変だといふことを報道してらるんですけど、あとのことは何にも出ないんですね、それで私が新聞に書いたのは、そういう地震、津波、風水害、加えて竜巻といふことで、この原発をどうするんだといふことをきちんとしなければいけないということ、北朝鮮のミサイルの問題がありましたけれども、ミサイルの誤爆、誤って落ちてきた場合、それから日本は変なことに核のことは中心になってやらなくちゃいけない筈が経済大国という名のもとに原発を輸出しているといふ、そしてすでにインドではかなり国民の反対訴えがあるのに進められているといふことを『世界』5月号で読みましたけれども、そういうことで先ほど風水害、竜巻の事故だけではなくて、北朝鮮のミサイルの誤爆、そしていわゆる日本が経済大国といわれて、かつて原爆の被害を受けたにもかかわらず福島の問題の総括をきちんとしないまま原発の再稼働、そして輸出を行っていると、国際テロの標的になったときに大変なことになるといふことで、危機管理の問題について国はどう考えているんだといふことについて投書したわけですけども、私は大変そういう意味で原発をどうするん

だということをもっと真剣に国民全体が考えるべきではないかなと思っております。そして私、会計事務所をつくって58年になるわけです。今社員数は120名ぐらいになってるんですが、今年の4月5日に新入社員の入所式を、創立58周年の記念日ということで、法学館の伊藤真先生に憲法講座を受けましたが、その時に伊藤先生が言われた言葉に「戦前の日本の国策、いわゆる軍国主義、その過ちがただされていらない。その基本的な構造が今に引き継がれているのが戦後の原発主義の国策だ」と。だから原発主義というのは日本の国策として誤っているんだ。このことを厳格にしていかなくちやいけないんだということを言われておりましたけれども、そういう意味で私は最高裁に上告している一人でございますけれども、やはり「あいまいな日本」、の大江健三郎さんが使われる言葉ですけれども、そういう戦後の処理できちんとできてないことをいまだに引きずっているということ、そういう意味で今後最高裁で闘うということは大変大きな問題があるということ、と同時に共同の行動、今いろんな闘いが起きていくわけですけれども、今年はそういう意味で大変影響のあることが多いと思いますので、ぜひ私たちの運動をいろんな団体との連携を含めて、推進していくように努力していきたいと思っております。以上です。

**根本議長** はい、ありがとうございます。(拍手)

ご意見の部分が多かったと思うんですが、もう少し続けて発言をいただいております。それでは引き続き遺族会活動についての質問・ご意見がございましたらお願いしたいと思います。それでは一番後ろの方どうぞ。

**加藤宣子** 加藤宣子と申します。原告団の方の話になるのかもしれませんが、6月末の国会会期末が迫っている中で、立法運動の方がどんな状況で進んでいるのか、出来れば詳しくお話いただけたらと思っております。質問しました。

**根本議長** はい、これも後ほどまとめてご説明したいと思います。

**酒井明四郎** 酒井といいます。原告団にも顔を連ねております。今の方がご質問になつたいわゆる援護法の立法化が最近具体化したのですか。援護法の問題を今国会の衆参両院で詰めていると思いますが、行動を起こしていただいているのは理解しておりますが、最近これが目の目を見て具体化したということとは私たち原告団と国とが和解したということになるのでしょうか。また、そういうような思惑があるとしたら、これが今最高裁に上告している裁判にどのような影響を与えるのか、お聞きしたいと思っております。それからもう一つだけ、仮に目の目を見ていい結果になったとしても実際にこの援護法の適用を受けられるのは、遺族の人の恐らく1割前後、1割にも満たないと思えますし、もともと3月10日に亡くなられた方々の問題を今後どのように考えたらよろしいのかをお聞きしたいと思います。

**根本議長** はい、ありがとうございます。訴訟についての質問がお二人から出されました。ここで一区切りして答弁をお願いしたいと思います。最初の河野さんの方からの意見の多い発言でもありましたが、それらをまとめてご説明お願いしたいと思います。

**星野会長** それでは私の方からお答えします。今ですね。議員連盟の方で要綱が決まっているというところで既に交渉していますので、お分かりだと思いま

すが、あの要綱に基づいて法務省関係者と議員さんと折衝しながらそこに数字を入れる、この作業が一応一段落して、私たちのところに案が提出されました。この6日には原告団の世話人会があります。9日には原告団の総会があります。この場所に報告が出来るように今全力を挙げて具体化の作業を進めているというのが現在の状況であります。一番の判決ではまともに受忍論が使えなかったんですね。高裁では受忍論とは言つてませんけれども、昭和62年の名古屋空襲訴訟の最高裁判決を引用して決着済みであるということをやカッコ付で言ってるんです。戦争による戦争被害、戦争損害は民間人は等しくこれを受忍しなければならぬ、ということ、我慢しなさいという判決が高裁では出ているわけですね。

高裁側はそういう立場であの判決を出しているという事です。そういう意味では、国と直接救済問題で話し合う意思というのは、国側から閉ざされているという今の状況です。だから、空襲問題を取り扱う省庁というのはないんです。逃げ回ってるんですよね。これは今度議員連盟の方から出てきた案は厚労省とはつきりさせて出てきました。私たちの運動も厚労省に向けて、遠くない将来ですね、厚労省の前で、座り込みをして厚労省に担当させるような：出てくるんじゃないかなというようにことを考えているところがあります。

**牛山事務局長** 河野さんから「共同の運動をさらに推進していただきたい」というお話がありました。私たちは2度と再び戦争の惨禍を繰り返させないというこの思いで遺族会の活動をしているわけで、目的が一致すればいろんな団体と共同して集いや集会的にまた署名行動に取り組んでいけると思っています。今

年は、そういう意味では裁判との関わりでも目に見える共同行動をしていきたいと思っております。それから、法律が日の目を見れば国と和解をしたことになるのかという、こういうご質問もありましたが、和解は、裁判でどういう判決が下されるかによって国の態度がどうなるかです。それと立法を実現させる国会への闘いとは区別して考えることが必要です。遺族会の今年の闘い、運動の方向は、国会で法律を実現させる、それから裁判所では上告をして勝利の判決を勝ち取る、裁判所と国会での両面の運動を統一して多くのみなさんとやっています。

**根本議長** よろしいでしょうか。それでは後ろのほうの方お願いします。前へ出てきてください。

**榎本喜久治** 遺族会で世話人・副会長をやっている榎本です。裁判、国会で、国が認めて補償、救済を実現していくことが私たちの課題になっています。ご覧になっていらつしやると思いますが、パンフレット『差別なき戦後補償』を全国空襲連で作りました。

東京だけでなく、大阪、名古屋、沖縄の方の体験を紹介しています。ぜひ周りの人たちにも勧めてほしい。全国空襲についてはなかなか伝わりにくいと思います。よろしくお願いします。今取り組んでいることは、補償させるだけでなく、きちんと空襲の実相を掘り起こし後世に残していく、日本の歴史の中に残していく。それは私たちの大きな使命だ、生きている間にやらなければいけない。今国が言っている「受忍せよ」を取っ払うことが絶対必要です。その一つとして、空襲死者の氏名記録があります。1997年に墨田から声を上げて、全都、全国に広がり、短い期間の間に都が着手しました。大都市では東京が初めてだったのです。大阪も東京に

次いで着手（氏名の銅板レリーフも）しましたが、横浜、神戸、などは実現していません。多くの自治体でなされていません。基本的には、国が空襲の記録もせず、実相を抑えてきたことの表れだと思います。私も疎開先の愛知県で、3人が空襲の犠牲になった事実を知っています。記録がありません。多くの市町村で記録が不完全のままではないかと思えます。国会での議員立法を通じて戸籍などの調査を自治体の協力を得ながら実現できるよう努力したいと思えます。何としても、空襲による犠牲者の氏名を全国的にきちんと記録して後世に残すことが遺族会の願いです。そして、若い世代に伝え、受け止めてもらうよう、残された人生を精いっぱい皆さんお支えを頼りに頑張っています。

**根本議長** 世話人会からの提案に対する補足的な意見だったと思います。貴重なご意見、ありがとうございます。では高橋さんお願いします。

**高橋明子** 今日は、原告団の高橋です。私は横網町の慰霊堂のことでちよつとお伺いしたいんですが、今年慰霊堂から案内状が来ました、3月10日の。その時に来たのは、私は家族5人ですね。で、お祖母さんは姓が違うんです。高橋がお祖父さん、それから両親と弟。あとお祖母さんが姓が違うというんで、毎年そのような姓で出しています。ところが今年はその姓が消してありまして、お祖母さんの名前が高橋に入ってるんです。不思議で、どうしてこんな勝手なことをしたんだろうなと思って、私はわざと高橋のお祖母さんの名前を消して、元の名前に変えて出しました。それで3月10日にお参りに行きましたら、テントが張ってありまして、ちよつど雨でして、テ

ントの中へ行きまして、ちよつと不審に思ったものですから、入って行って訊いたんです。そうしましたら、調べてくださって高橋の名前の中に「お祖母さん、入ってますよ」って。あいうえお順ではありませんと今度言われたんです。そういう大事なことを遺族には何にも知らせないで、そちらの都合上でやっていることに、とつても今年慰霊堂に対して不信感を持ちました。遺族会としてどういふうに葬られているのか、それをもう1回大変でも調べていただきたい。よろしくお願いいたします。

**根本議長** ありがとうございます。東京都と交渉するとき出していいお話だろうと思えます。参考にしてください。どうでしょうか。遺族会活動に限って最初に聞きましたが、これからは、範囲を限らず自由にこれからは発言をお願いしたいと思います。

**柴田桂馬** 世話人をしております柴田と申します。私は、少し質問を交えておられますけれども、最近シリアで十何人かの子供さんたちが手を後ろ手に縛られて殺されたという、これはもう許せない、人道上許せないという声が報道されている。私はそれを聞きまして、同時にこの間の早乙女さんのお話では、非常に強調されていたのは、東京大空襲っていうのは2時間あまりの中で10万人以上の人たちが殺されたという世界に類のない大量虐殺だというお話をされました。もちろん人数がね、シリアの場合は東京空襲に比べれば少ないわけですけども、しかし非戦闘員の方々を狙って、しかも最近横浜の大空襲、私は横浜大空襲の時にはちよつど藤沢の方に縁故疎開をしております。辻堂の方の会社に行く途中で、藤沢駅ですね、横浜の大空襲に向かうB29がずうつと横切って行ったんですね。2、3機の日本の飛行

機が飛び立ちましたが、それによって護衛してきた艦載機が落ちたのか、日本の飛行機が落ちたのか判らなかつたんですけれど、後で日本の飛行機が2、3機落ちたということが判りましたが。そういうふうな横浜大空襲の事態も結局、米軍側が一般の住民の方々が住んでいるところを狙って空襲をしたっていうことが最近の資料で明らかにされた。こういうことがつまり、東京で、横浜で、広島で、長崎で続いて、シリアなどでもそういう残虐な行為が続いている。これはやはり人類史上、人類の一人として考えていく必要があるんじゃないか。その意味では、

先ほどの提案では大項目に空襲の真実を知らせていくということが出てますが、その意味ではやはり再び空襲による悲惨な、残虐な大量虐殺の行為を許しているのか、許してはいけないんじゃないかという声を国際的にも上げていく必要があるんじゃないかというふうな……、シリアの子供さんたちが殺されたことをきっかけにして、また早乙女さんのお話なんかを聞いて、その気持ちを本当に強くしているんです。私は国際法というのがどの程度になっているのか、よく分かりませんが、例えばそういう問題について国際シンポジウムをやってみるとか、有能な弁護士さんもいらつしやるわけですね。あるいは大量に虐殺している現地に行っておられるいろんなカメラマンの方もいらつしやるし、そういう方々を踏まえて、そういう大量虐殺を許さないシンポジウムを開くとか、そういうことをみんなの力、知恵を借り、究明して、世界各国、国民にアピールしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、意見というか、質問というか、

**根本議長** ありがとうございます。他の方がいいか

でしょう。特に問題は絞らず、自由な発言というところでお願いしております。

**広瀬美紀** フリーカメラマンをしております広瀬美紀と申します。いつもお邪魔させていただいて本当にありがとうございます。原発事故が起きたときに、ああ東京大空襲と一緒だなと思って、私の年代で原発のこともやらなきゃいけないと思って、最近福島の方に通っているんですね。それで東京大空襲だけに付きっ切りというふうになくなってしまつて、それでちよつと今心が乱れている状態でやっているので、それだけでも、それでもこの東京の大空襲とか、あと全国の大空襲の問題とかもとても重要なことだと思つていて、それでそつちもやりたいし福島の方もやりたいし、やらなきゃいけないことがたくさんある中で体が一つしかななくて、生活もしなきゃいけないしというのがあつて、すぐ大変なんですけれども、まだ頑張つております。まだやりたいと思うんで、まだ諦めていないので、もう少し居させてください。お願いします。(拍手)

**根本議長** 若い方からの貴重なご意見でした。はい、どうぞ、お願いいたします。

**村越幸子** 村越幸子と申します。今年3月の3月の放送を拝見しまして、この会があるのを初めて知りまして、入らせていただきました。私は、文京区に住んでおります、終戦のときはまだ赤ん坊で、おしめもなくミルクもない、という中で母が苦勞して私を育てたみたいなんです。98歳で、母はまだ健在です。先ほど収支の報告書を拝見しまして、あまりにもご寄付の金額が少ないのでびっくりいたしました。今東北の方の大震災で何億というお金が集まりますのに、なぜこんなに少ないんだらうって私はす

ごく疑問に思いました。やはり広報活動が少ないっていうのが考えられるんじゃないかと思いましたが、先ほどツイッターとかネットというお話が出てましたけど、ぜひそういうネットとかツイッターを使いまして、東京大空襲の、こういうことがあつたということも伝えていかなければならないんじゃないかなと思います。若い方たちで、ネットとかツイッターを私もしますけれど、ぜひそのようにしていきたいと思っております。よろしくお願いします。(拍手)

**根本議長** 大変心強いご意見で、ありがとうございます。……それでは、議長ですが特に発言させてほしいということ、どうぞ。

**河合節子** すいません、役柄を弁えず……。一番新しい遺族会の会報の中に私の拙い紙芝居を掲載していただきました。あれは小学校の子どもたち、高学年ぐらいの子ども、孫を意識して描いたんですけれども、実際、小学校に何回か行ってやらせてもらつたりしました。そんなふうにして、若い子どもたちに伝えたいという目的で描いたものですので、みなさんに読んでもらいますと大変物足りない内容だと思いますが、本当に10分か15分で子どもたちに聴いてもらうための紙芝居ですので、ご勘弁ください。……ということを申し上げたいと思しました。私は今千葉に住んでおりますけれども、千葉で地域の中の活動というのも大事にしたいと思つてやっております。ありがとうございます。(拍手)

**根本議長** 大変貴重な体験・経験ですね。ありがとうございます。……それでは引き続き発言を続けます。

**望月謙一郎** 望月謙一郎です。先ほど、戦争で等しく全国民が被害を受けたと、こうおっしゃいました。「等しく」と言つても、戦争して負けたのは等しい

けれども、被害は都会と地方、小さい都市と大きい都市ではえらい違いで、先日NHKの放送で横浜の空襲が出ました。その時ですね、足だけが映るんですよ。全部裸足でした。私も空襲で裸足です。どうしてああいうことになったかと言うと、物を持ち出して逃げられなかったんですよ。だから、焼けた人、死んだ人、ひどい被害を受けた……、これは「等しい」とは言えなくて、焼けた後私たちは何をしてもらったかと。地方へ帰る片道の乗車保証書……金は自分で払ったんですよ、列車に乗れる権利だけを貰ったんですよ。それでお仕舞いです。それで、着いたところで、お茶いただきました。お茶だけです。みんな自分たちの子どもやなんかに食べさせるんで、人にやる余裕がなかったんですよ。だから、「等しい」というのは今の時代の人が言うことであって、あの時代を経験した人はね、「等しい」とは思っていないと思います。私たち下駄がなくてね、下駄をなんで作ったかというと、焼け残った電信柱、焼け残ったなまぐらの横木を拾って来て下駄を作ったんですよ。鼻緒なんかありませんよ。電線を編んでしました。歩き始めて200メートル、300メートルしたら皮が剥けちゃったんですよ。そしてね、草を巻いて歩いたんですよ。親戚に行っても、一食せいぜいでした。ですから、「等しい」ということは私は絶対無いと思うんで、裁判やってる方たちに「等しい」としてこの不公平を押し付けていただきたいと思います（拍手）。

**根本議長** ありがとうございます。何人かの発言が続きましたので、この辺で一区切りをして、こちら側から答弁とか発言をさせます。それではまた後で皆さんの発言をお願いしたいと思います。

**星野会長** 今発言のいくつかについて私の方で出来る答弁はしていきたいと思えます。一つは氏名の問題、高橋さんから出てましたけど、私も初耳です。家族でね、あいうえお順といつても一人ひとりではなく家族単位で当然やってるものだと思っております。

ただ、特に氏名記録問題についてはもう既に終わっている、東京都の公式の文書で出た答弁です。ここで初めてですけども、こういう答弁が出ておりますので、この問題を追及する中で更に一層明確にするようにしていきたい。私たちが言ってるのは、今行政区別・あいうえお順になってるんですよ、大きい流れとしては。そこでは家族別になっていると認識しておったんですよ。これを行政区別じゃなくて、これを町別・あいうえお順にしないかと。そうすれば、氏名記録をやりますよね、性別が判って、年齢が判って、街並みが判るんですよ。ですから、やり方を変えなさいということをおっしゃる方は始まってからずーっと東京都に文書で提出してあります。私はこれを細かく対交渉で詰めたいと、詰めた交渉にしていきたいと思っております。それから広瀬さんの、彼女はですね、東京の空襲の仮埋葬地ですね、この仮埋葬地に足を運んで、その現在の様子を写真にして、そしてその周辺の人やその当時のことを知ってる人に、その仮埋葬地がどんな状態であったかということをお訊いて、それで想いを新たにしたい、それを記録してありますよ。それで、今度は震災の惨状を見て、あそこも仮埋葬をやったんですからね。それで私たち自身があの空襲の焼け跡と同じじゃないかというふうな声を上げましたけれども、それを見て向こうの仮埋葬地に行く、現地に足を運ぶ、それで写真を撮って、東京と福島の間を行ったり来たりし

ながら頑張っている。もう一言加えますとね、原告団で学習会をやりましたね、又今度再開しますけれども。そこに有名な学者だとかね、そういう人たちを10回に渡って呼んだんですよ。最後の学習会に彼女が講師になったんですよ。それでね、それを主催していた元毎日新聞の記者で今中央大学の講師をやっております澤田氏が私のところに来てね、いろんなテーマだったけれども、彼女の話が一番納得することが出来、本当に東京の空襲、戦災はどうだったんだということを、東北の大震災と重ね合わせた報告で、大変いい話だったって、わざわざ訪ねてきてくれて、私に報告してくれました。そういう方だということをお紹介しておきます。これからも生活大変だと思っておりますが、ぜひ頑張ってくださいと思っております（拍手）。

**根本議長** 大変恐縮です、時間の予定がありますので、そろそろまとめの方向に行きたいのですが、最後に、先ほど手を上げた方がいらつしやいますので、どうしても発言したいという方がおりましたら、ちよつと手を上げていただきたいんですが……。それではお願いいたします。

**岡本嘉子** 岡本嘉子と申します。兵庫県の尼崎から参りました。私は浅草の花川戸に家がありました、4人の家族と、そのとき父は助かりましたけれど、やはり父もその後亡くなりました。そういうことがございました。今日はいろいろなことで、久しぶりに総会に参加させていただきました、ああ良かったなとつくづく感じております。特にうれいなあと思いましたのは、若い方の何人かのご参加とそもそも名前を記録しましょうというという原点に返ってというお話がございまして、私はそれが本当にう

れしくなりました。名前の記録を残しましょうというときの署名運動は尼崎に居りまして 主人の力も借りまして私なりに結構たくさん集めたつもりであります。東京に墓がありますから、ときどき来ましたときに花川戸の、何ていうんでしょうか元の家並みができないかと思って、来るたびに一生懸命花川戸の、私2丁目だったんですけど 一軒ずつ回って訊いてみたりもしたんですけども、結局そうしょっちゅう来るわけでもございませんので、それも出来ないままで、何年か月日が流れてしまつたわけですが、大変申し上げ難いんですけど、訴訟が始まりました頃から、あまり東京大空襲とかそういうような話を主人が喜ばなくなりましたもんで、私からは気持ちとしては本当にビラも撒きたいし事務局の方のお手伝いもしたいし、一人では何も出来ませんが、何か出来ないかと思つて、常に頭に来ましたが、何か出来ないかと思つて、常に頭に来ましたんですけど、できないまま過ぎてしまひまして、もう後期高齢者ですので、もう先も知れてると思ひましたもんで、何か、不完全燃焼というところ、まあ表面は静かに生活しているわけなんですけど、まあ表面は静かに生活しているわけなんです。今日、事務局さんのお話で、事務局の方で仕事はいくらでもあるとおっしゃつてましたので、本当に墓参りにでも来られませんでしたときに1時間でも2時間でもお手伝いができることがあるのでしたら、ぜひやらせていただきたいなあというふうに思ひましたので、ちよつとそのことを申し上げたいと思ひました。失礼いたします。(拍手)

が、赤ちゃん連れの若いピーソウルズさんにもぜひ一言お願いしたかつたんですが時間の予定がありませんので、ここで皆さんからの発言は打ち切らせていただきます。よろしいですね。申し訳ありません。よろしくお願ひします。(拍手)最後にまとめたいことで、牛山事務局長の方からお願ひします。**牛山事務局長** 特別まとめるといふことはございせん。10人の方からご発言をいただき、ご提案があったり質問がありました。少し不十分だつたと思う点をいくつか述べさせていただきます。酒井さんの適用を受ける範囲の問題なんですが、亡くなった方すべて弔慰金を出したいと思ひます。それから遺族の方にも、何らかの形での給付金は考えております。ただ、今の政府も皆さんの町の自治体もそうではないけれども、申請主義なんです。申請を皆さんからしなければその対象にはなりませんので、それは注意をしていただきたいと思ひます。政府や各地方自治体から手を差し伸べて「あなた、どうぞ申請してください」とは決して言いませんので、この法律がもし出来たとすれば、目を光らせて自治体の担当に直接言つていかないと、支給されません。なるべく法律の中で申請主義にしないように希望したいと思ひます。それから、柴田さんから国際シンポジウムのお話がありましたが、私も開いてみたいと思ひます。今年の2月に、先ほど質問された和・ピースリングの方の呼びかけで、私たち、大阪の原告団も含めて、20人近くで、ドイツのドレスデン、ベルリンに行つてきました。そして、空襲の被災者と交流をしてまいりました。そして、来年はその方たちに日本に来てもらおうというふうな計画がいまございませう。それを少しづつ拡げていきたいと思ひますし、

一昨年には、国連の人権委員会の委員長と副委員長が日本にみえたとき原告団の団長、副団長、事務局長、私を含めて4〜5人が参加をして発言をしてきました。67年も前の話で、時効になつていて難しいという話もありました。でも、終わったときにある弁護士さんが「慰安婦の方の問題は国連で問題になつてゐるわけだから、あきらめずにいろんなツテを使つてやつたらいいですよ」という助言をいただいたりしています。今、ツイッターとかインターネットの時代で、世界中を情報が巡る時代ですから、大いに情報を活用して、東京の空襲も世界に広げたいと思ひます。ドイツに行つてお話をしても、東京大空襲や大阪大空襲を知りませんでした。本当にいい機会だつたと思ひます。少しづつそういう国際的な方向を目指していけたらと思ひます。今日、皆さんのお話を聞いてまして、各地域で少人数でも、思ひや体験が語れる場が少なかつたと思ひます。今年は裁判の係わりで非常に時間をとられますが、遺族会としての交流会、体験を語る集いなどをやっていきたいと思つております。この一年元気で頑張つてまいりましょう。今日はありがとうございました。(拍手)

## 東京大空襲67年目の証言集(6)

東京大空襲裁判の傍聴を6年間続けて

——大島澄子さんに聞く

3月10日の大空襲では、祖母と一番上の姉を亡くしましたが、私は小学2年生で父母の郷里に縁故疎



開しておりました。私は昭和11年に城東区(現・江東区)北砂町3丁目144番地で生まれました。近くに砂糖会社があつて小名木川が側を流れていました。父は明治33年生まれで、苦勞して東京へ出て、都の交通局の都電の運転手を36年間勤めました。母は4歳年上で明治29年生まれ、どちらも新潟県魚沼郡蕨神村の出身です。ずっと砂町に住んでいました。昭和19年に父の仕事の関係で、小名木川を挟んだ隣町の大島町2丁目504番地に転居しました。すぐ上の3番目の姉と兄は先に母の実家へ縁故疎開しましたが、私はいやだと言つて残っていました。ところが、昭和19年12月に近くの学校に爆弾が落され、その凄さに恐くなつて、私が疎開すると言つたので新潟へ連れていかれました。

両親は空襲の話は全くしませんでした。一度だけ聞いたことがあります。大島の住まいの側に貨物線の土手があつて、大通りに向つて家族5人がタテになつて始めたところ、防空班長さんが「逃げてはいけない」と近所の人たちと一緒に土手下のどぶ川に入り、班長さんが防火用水からバケツに水を汲んでバアツと皆に掛けてくれて両親はそこで助かつたそうです。母は3人が先に行つたので行くとしたけれど、父に止められたそうです。祖母と一番上の姉と一緒に逃げて生き残つた2番目の姉の話では、空襲の時、自分が先頭に立つて逃げたが、気が付いて振り返つたら誰もついて来なかつた。祖母は71歳なので動けなくなつて、上の姉は24歳でしたが庇つて一緒に残つたのではないかと推測しているわけですね。朝になつて、約束していた場所に行つたら、両親は来ていましたが、祖母と一番上の姉は戻つて来ず、1週間捜したが見つからなかつたそうです。

昨年、当時19歳だったその姉も亡くなり、私が両親に代わつて慰霊堂に毎年お参りに行つて居るのです。慰霊堂にお参りに行つていたお蔭で、私は遺族会には最初から入れていただきました。ですから、裁判も2回欠席しただけで、あと全部、最初から出席しています。今回が最後になりますね。あと最高裁で裁判とか傍聴とかありませんから、それは分かつていたんで絶対に出席しようと思つたんです。原告の資格はあるけれども、自分は直接空襲に遭つていないから、支援者の立場で最後まで見届けようと思つているのです。早乙女さんたちが建てられた戦災資料センターがありますが、その設立の署名運動や寄付も少しばかりですがさせていただき、名前を刻んでいただきました。戦災資料センターの開館式に出席したとき、昔住んでいた北砂町3丁目と大島の辺りを訪ね歩きました。砂町の小学校はかなり大きな学校で神社が側にありました。私が住んでいたころは長屋でした。資料センターの増築の際にも寄付をさせていただきましたが、早乙女さんが主催する「東京大空襲を語り継ぐつどい」にも毎年出席しています。裁判は最初から出席していますが、国の考えがちよつと理解できないです。国側の方たちは戦争を知らない年代の人たちばかり出席していますし、空襲に遭つた人たちの氣持が分かるう筈がない、との想いがあります。あの方たちは発言もせず、議論の中に参加して来ません。何のために国の代表として出席しているのか、最初から疑問でした。私はこの裁判に関わつてみて、最初は弁護士さんも少なくて心配でしたが、いざ、裁判が始まつたら弁護士さんが100人以上参加していることが分かつて、よくぞこれだけの弁護士さんが集まつて下さつたと感

動しました。ただ、弁護士料とかはどうなるのかな、と心配になりました。勝てばそれなりの報酬があるかも知れませんが、そうでなければどうなるのでしょうか、だから支援者の一人であっても、最後まで関わつて、できるだけの協力をしようと思つたわけです。これまでも勝つてこないと言われた状況の中で闘つて、それでも最高裁までやりましょう、と言つて下さつて、本当にお一人お一人に頭を下げてお礼を申し上げたいくらいです。今のような国の態度では一人や二人では聞えません。団結しなければ、遅いかなというくらいはありましたけれど全国組織が出来て、その中にも加わることにしたんです。ですから、私は四つの会に所属しています。遺族会と支援する会と、戦災資料センターと全国空襲連ですね。幸いにも主人が理解して応援してくれるので感謝しています。

#### 決して忘れないあの日、東京大空襲！ 伊藤秀子

私の住んでいた向島区寺島町は、荒川と隅田川にはさまれた中ほどにあり、「トン・テン・シャン」という三味線の音が何処からともなく流れてくる、情緒あふれる下町でした。家と家の間は境目もなく、木造の建物が軒を連ね、子どもたちは日が暮れるまで外で遊んでいました。夕方には親に手を引かれ銭湯に行き、風呂上がりにはソースの匂いのする「ドン・ドン焼き(お好み焼き)」を買つてもらうのが楽しみの一つでした。昭和20年になると、ここ向島も空襲警報の回数も増え、町内の警防団をしていた父たちの指示で避難訓練を繰り返していました。3月9日の夜、いつでも逃げられるよう服は着たまま、枕元に防空頭巾を置いて布団に入りました。間もなく

空襲警報が発令され、しばらくして解除。「今日は何事もなく良かったね」と安心して眠りにつきました。真夜中「起きろ」という父の大声で飛び起き、外に出るとアメリカ軍の焼夷弾による爆撃で辺りは火の海になっていました。「荒川に逃げる！」という父の声に、母は3歳の弟を背に10歳の姉と7歳の私の手を引き、もの凄い強風に吹き飛ばされそうになりながら、飛んでくる火の粉を払いのけ逃げました。父は消防の仕事で町に残りました。父の言う荒川に向いましたが、人の流れに押され隅田川の方に向って行きました。その時「こっちはだめだ、荒川の方に向け！」の声に、かろうじて方向転換して荒川に向いました。B29は低空飛行で爆撃を繰り返して、町は炎に包まれ火の粉の舞う中、私と姉は母の着物の端をしっかりと握り必死に歩きました。どれくらい歩いたでしょうか、荒川の土手は避難した人であふれ、3月の寒風は身が縮むほど寒く震えていました。そんな私たちに兵隊さんが生の餅をひとつずつ配ってくれました。餅をむさぼりながら夜空を見上げると探照灯の光が交錯していました。やがて東の空が明るくなり、昨夜来の強風もおさまり、くすぶりが続ける煙の中を、オレンジ色の太陽が昇ってきました。ほっとした気持ちになり自分たちの周りを見ると、防空頭巾は火の粉で穴があき、姉の下駄の角は焼け焦げて丸くなっていました。もし「荒川に行け！」と言われず隅田川に向っていたらと思うとぞっとします。隅田川の橋の上で、あるいは川に逃れて多くの人々が亡くなりました。焼け跡には黒い塊が横たわりました。町内に残った父の消息が気がかかりで家のあった方に向いました。辺りは見渡すかぎり焼け

野原で、遙か遠く東京湾まで見えるほどでした。我が家は何処か右往左往してましたが、鉄製の消壺を見付け我が家の跡であることを確認しました。父母は仕立て屋をしていたので、お客様から預かっていた絹の帯地がそのままの形で灰になっており、すべての物がなくなっていました。

しばらくして父とも再会でき、勤労働員されていた二人の兄も工場から戻り7人全員が無事であったことを喜びました。ここ向島は半分ほど焼け残ったと言われますが、何もない私達にとつてそれからが大変でした。知り合いの家の軒先を借り、父の持っていた米を炊き、焼け残った缶詰工場の缶詰などで命をつなぎました。一週間くらいで電車が動くようになり、伯母の嫁ぎ先の千葉に身を寄せましたが、大家族の一家が喜ばれるはずもなく苦労しました。思い返すと、当時42歳だった母は大空襲の時3人の子どもをまかされ、そして戦後の食糧難の時代、家族のために精一杯尽くしてくれました。そんな最愛の母は51歳の時、癌で亡くなってしまいました。詩人星野富弘さんに、*「神様が一度だけこの腕を動かしてくださるとしたら、母の肩をたたかせてもらおう」*という詩があります。私も神様が一度だけ母を地上に返してくださるとしたら、母の肩をたたき今の向島を見せてあげたい。家を焼かれ、家族を失い、何もかも奪い尽くした67年前の大空襲。今でもこの地球のどこかで紛争が起きています。なんのために！誰のために！に争わなければならないのでしょうか。一人ひとりが平和でありますように、そして平和を創り出すことができますように、と祈りつつ、あの日の記憶を綴りました。

## 二度の空襲に見舞われて

秋元榮子

私は神田錦町で生まれました。父は岩波文庫などの製本業を営み、従業員も5〜6人雇い経済的にも比較的ゆとりのある家庭でした。私は昭和19年4月神田にある錦華国民学校に入學しました。戦争の最中でした。この頃のことです。一番思い出すのは「給食」です。学校に入るとすぐに「おにぎり2個」が配られ、それを素早くランドセルに詰め込むのです。警戒警報が鳴ると背中をランドセル、右に防空頭巾、左に薬袋を身につけ校庭に出て各班かたまつて家に帰っていました。その頃は3年以上の生徒は集団疎開に行っていたので1年生、2年生しかいませんでしたので本心に心ぼそかったです。昭和16年にはじまった太平洋戦争も、19・20年頃になると次第に戦況が悪化し、東京でも米軍による爆撃が、あちこちで聞かれるようになりました。家に帰るとすぐに今度は町内で決められている避難場所（学士会館と共立講堂）の学士会館の地下一階に毎日のように避難するのです。ただ共立講堂に行ったのは私の記憶ではただの一回でした。その時はすぐ前の竹橋の近くの気象台の庭に爆弾が落とされ、もの凄い音と揺れが恐ろしかったことを今でもはっきり覚えています。20年2月24日灯火管制で真っ暗になった夜、空襲警報が鳴り響き、神田一帯が爆撃を受け錦町の我が家も跡形もなく焼かれてしまいました。この夜も家族みんなで身の回りの物だけを各自が持って家を飛び出し学士会館に避難しました。夜明けを待つて外に出てみると雪が降り積もっていました。焼け残った家もあつた一角だったのに、見に行ってみると何と丸焼けになっていました。何も残っていません。まだ火があちこちくすぶっているなか台所らしきとこ

ろにお米が真黒な塊になっていました。これは母や叔母がやっとなおもいで買い出しで手に入れ、皆に食べさせようとした大事なお米だったのに！と私は寒さも忘れてそこに立ちつくしました。アメリカはなんてひどいことをするの！まだ7歳の私でしたがこの時の思いは決して忘れません。弟の立派な五月人形も私の雛人形も全部焼け、弟の悲しそうな顔を今でも思い出します。

父母・祖母・叔母と私7歳・弟4歳・妹0歳の7人と父の仕事を手伝っていた叔母の家族4人、合わせて私達11人は、深川の父の姉の家が空いているというので、しばらくそこにお世話になることになり深川に移りました。戦況は日に日に悪くなり、東京については危ないと思った父は、3月10日に岩手へ疎開することを決めました。その前日の3月9日、秋葉原駅から少しばかり残った身の回りの物を送り出して、切符も買い、みんなで銭湯にも行き、岩手はどこなどころだろうか、不安と期待を胸に早々と床につきました。その深夜、空襲警報も発令されぬまま米軍による焼夷弾爆撃が始まり、布団からとびだしました。特別に風の強い日で、焼夷弾を浴びた家はたちまちに燃え盛り、火は風を呼ぶというか、更に風が強くなったと感じました。

と川に飛び込む者を見ながら、小名木川近くの食料倉庫のような所にたどりつきました。そこは石が何段にも積まれ、その陰に全員が身を隠すことが出来ました。火は頭の上を飛び交い恐ろしい限りでしたが、石積の中まで火が入ることはありませんでした。3時間も4時間も逃げたでしょうか、疲れ果てている家族を見て「もう無理だ、あきらめてくれ」と父が言いました。それを聞いた叔母が「長野に集団疎開しているヒロシがいる、ここで死んだら孤児になってしまう」「もう少し頑張ってくれ」と泣きつかれ、再び逃げることにしました。やがて燃える物がなくなつたのか、火の勢いもなくなり風もおさまってきました。東の空がボーンと明るくなり、太陽が昇ってきました。その色がピンクともオレンジとも言えぬ輝きで、今でも脳裏に焼きついていきます。見るも無残に焼け野原に変わり果てた深川の街は、焼け焦げた遺体が散乱し、橋の袂には折り重なった遺体、川の中には数百もの遺体がぶかぶかと浮かび、正に地獄絵を見ているようでした。東陽町の小学校で乾パンを配っているとの話を聞き行ってみると、1人3個の小さな乾パンでした。昨夜来何も食べていない私たちにとつて何よりも食べ物でした。自分達が住んでいた深川の家はどうなっているか、半信半疑で行って見ましたが、跡形もなく焼け落ちていました。父が背負っていた妹のおむつの包みは逃げた途中心の粉が降りかかり焼けてしまいました。残ったのは母の懐の中の先祖の位牌だけでした。隣りが果物屋さんでしたが、千葉から安否を気遣って訪ねて来たおじさんが、蜂蜜のカメを差し入れてくれました。「なめろ」と言われて空腹と甘みに飢えていた私は、がむしゃらに舐めてしまいました。その日

の夜、岩手に行くことを決めた家族は、深川から東京駅まで歩くことになり、空腹時に舐めた蜂蜜が災いして、気持ちが悪くなるり、お腹の中には何もなくなるほど吐いてしまいました。身体の中には何もなくのもやっとなでしたが「歩けない者は置いていく」と言われ、必死の思いで歩き、やっとな東京駅に着きました。同行していた叔母家族から「一緒に連れてってくれ」とすがられました。「弟の嫁の実家で面識もない岩手より、お前の夫の実家の方が頼りになる」と断り、泣く泣く叔母家族と別れることになりました。ところが、東京駅の混雑で父とはぐれてしまい、父が気にかかりました。がとにかく汽車に乗り込み父とは別行動になりました。汽車といつても牛や馬を運ぶ貨車の中は真っ暗、すごい臭いでした。回りの大人は大きい人ばかり、小さい私は押しつぶされそう母の腰にたすがみついていた。一関までの長い時間トイレにも行けず、食べることもできないでどうやって過ごしたのか思い出すことは出来ません。きつと無我夢中だったのでしようね。やっとな乗換駅の一ノ関に着いた時、私は母達と離れて「もしや父がいるのではないか」と大人たちをかき分けて父を探し、ホームの一番前で見覚えのある防空頭巾の柄を見つけ、「お父ちゃん」と後ろから抱きついて泣きました。嬉しさも今までの心細さの入り混じったその時の涙は、父に逢えた安堵感よりもこの先一家7人はどうなるんだろうとの不安で悲しみに満ちたものだったと今振り返ってみて感じます。昼頃やっとな大船渡線に乗り込むことが出来ましたが、座席は2人分です。祖母、叔母が座り、妹がその膝に座り、私は2人の間の隙間に立っていないと言われて10日の晩から歩きどうし、立ちどう

しだったので汽車が走り出したとき、膝から崩れてしまいました。その時私はさすがに辛くて大声で泣き、なかなか泣きやむことが出来ませんでした。今まで我慢に我慢をしてきたいろいろなことが思い出されて「もうやだあー！」と。その後のことはよく覚えていません。気がついた時、汽車の窓から首だけ出して替えない妹の濡れたおむつを夢中で乾かしていました。早くしないと妹が寒くて可哀相だからと必死でした。そして終点の盛駅に着いたのは夜遅くなってからでした。辺りは真つ暗、その上祖母のうろ覚えの住所では方向さえ分りません。駐在所のお巡りさんに道を訪ね、親切にも私を自転車の荷台に乗せ案内してくれました。今まで緊張していたせいか裸足だったことも忘れ、じやがいものような足になっていたことを覚えていました。母たちも足袋の底が抜け甲の部分だけが残っていました。やつと遠くに一軒の灯りを見つければ「あそこで聞いてみよう」と行ってみたら、なんとそこを探していた親戚の家でした。その時ホットした気持ちは、他にたとえようもない嬉しさでした。突然の来訪者におばあさんは、しばらく腰がたたないほどびっくりしてしまいました。若いお嫁さんがすぐに温かいご飯を炊いてくれましたが、そのご飯は雪よりもどんなものよりも白く、一生忘れることのできない白さでした。それから大船渡の伯母の家で1〜2日過ごした後、そこから少し離れた村の公民館に移りました。20畳位の囲炉裏のある板の間で物凄く寒く、トイレは外で穴に板を渡しただけのものでした。その内に弟と私は夜尿症になってしまい、毎晩床に入るとお漏らししてしまい、貸布団を1日幾らで借りていたのでワラの布団にしばらく寝ることもあったのです。そのワラ

布団がとても温かったことが思い出されます。食べるものには苦労しました。一握りの米と量を増やすため大根、人参、昆布（毎夜細かく刻むのが大仕事でしたが）、葉物は有る物は何でも入れました。夏に採れた物は乾燥させ、冬に使うように工夫しました。近所の方からさつま芋、茄子、とまと、きゅうり、南瓜などをいただき大助かりでした。大船渡は海が近いので魚はまあまあ食べられました。それは幸いなことでした。でも辛いことばかりではありませんでした。岩手に行つた1年目と2年目のたつた2回の春でしたが、3月にはねこやなぎ、5月には桜が美しく咲き、あの綺麗だった光景は忘れられません。だから私はねこやなぎと桜の花が大好きです。戦後、父は岩手と東京を何度か行き来しました。神田錦町の実家は接収され、米軍のテニスコートになつており、やむなく深川に小さな家を建てました。岩手でも大変厳しい生活でしたが、2回目の春を迎えた21年5月、一家は深川の家に戻ってきました。その当時、米兵がチョコレートやガムを見下すように配っていましたが、一度も家を焼かれ、土地を奪つた米軍に対し私は幼心にも許せない気持ちで湧いてきて、貰う気にはなれませんでした。

東京大空襲から66年、「今さら話しても」という思いもありますが、あの悲惨さや戦後の生活の大変さを振り返ったとき、一言でも語っておかなければと思います。幸い私の家族は、みんな生き残りましたが、あの東京大空襲で10万人もの尊い命が奪われました。あの時悔しい思いで死んでいった人たち、その後の苦しい時代を生き抜いてきた人たちのことを思うと戦争の恐ろしさを次代を築いていく若い人たちに伝えていかななくては、そして少しでも分つてもらいたいと思つています。

(補記)

伊藤秀子さんと秋元栄子さんの体験記は、私の住む団地の知人から託されたもので、お二人とも家族は無事でしたが、当時7歳の目で見た東京大空襲の記録です。

足立史郎

3月10日の空襲とその後

岩田 綾子

「今日峰代が疎開から帰ってくるのでお赤飯を炊くの。寄つていかな」というさそいを受けた。職場の友人で親たちも知り合っている。お赤飯、魅力があった。が外は春一番の風が強くまだ3月は寒かった。残念だが御徒町の駅で別れた。私の家は池袋まで行つてそこから20分歩く。街の中から急に野原が多く田園風景となるところだ。その夜、起きなさい、空襲だよ。高射砲がドカドカ発射している。支度して外へ出ると東の空は真っ赤であった。後樂園の高射砲はよく当てた。B29が墜落するのが見えた。大変だ！という思いで心はふるえ、あの方面にいる友人Jを思った。東京大空襲からB29が去つたその翌日、父は浅草の友人を見に行く、と自転車で出かけた。昼過ぎに帰つて「お前の友達は大丈夫だ。小舟町へと書いてあったから」というので浅草の友人はまず大丈夫。私たち7人のグループでもう一人気がかりは亀戸の友人だ。空襲後5日間ぐらいあとであったか、同じグループの友人と二人で会社を出た。この時期は、会社の出入りは自由であった。秋葉原から亀戸方面は電車は不通、歩くよりないと亀戸まで延々歩くことにする。秋葉原で降ろされ、外に出ると人が群がっているのでそこへ走る。なんとマネキン人形が真つ黒に焼けて髪の毛もなく歯だけ

真つ白に浮き上がっていた。「まあ、マネキンまでこんなになって」と、「よく見ろ。マネキンではない人間なんだ」と男性の声。周囲をみると、しゃがんで手を合わせている人が多数いた。慌てて不思議な顔を友人としながら同じように瞑目した。それから2人は声もなく亀戸に向う。小松川（大横川か）というのだろうか、その中は火炎にいつめられ飛びこんだ人たちで一杯。裸の人は着るものを脱がされたのか、白いきれいな肌をした女性やまた着物も髪も不明な人たちが折り重なって死んでいる。その臭い。奥へ行くほど強くなる。そうだ、これはスルメをむし焼きにした臭いだ。（余談—私はこれからスルメが食べられなくなった）人、人、人が折り重なって川の柵に行き詰まってここまで来て力がつきたのだろうか。チラチラと工場の油が燃えている。人探して混雑しているなか友人と言葉を交わすことなく亀戸へと目ざす。記憶は定かではないが柵のないう小川（どぶ）をさ迷う。馬が死んでいる、横たわっている馬のお尻の部分は肉がそれが血が流れていた。馬肉は食べられる。何で馬肉をそいだ人たちを責められよう。お役に立ったのだよと手を合わせる。死骸が連なる道はまだ遠くにつながっている。洋傘まで焼けて骨だけを大切そうにかかえている紳士もいた。何としても力のない女性が多い。殆んどが子どもにかぶさるようにして死んでいる。死に場所がここぞとばかりに折り重なった人々……

この日から10日位たったであろうか（正確ではないが）、突然小舟町に居ると思った友人が尋ねてきた。いまは新潟（父君の故郷）にいと、再会の喜びに手を取り合ったが元気がない。母が入って来たら「小母さん」と言いながら飛びついた。母が「どうしたの」と尋ねると4枚の紙切れを出して再び泣き始めた。その白い細長い紙切れには行方不明の肉親4名の戒名が記されていた。彼女の母、姉（結核で病弱）、妹（疎開から帰京後一睡もしてない）、その妹（5歳位）たち4人は安全なところと思いい学校（唯一コンクリート建築）へすばやく逃がれたのだが、消火が悪いことを知っていた友人の父、弟と彼女は火に囲まれた浅草三筋町の交差点で夜を過ごし助かったとのこと。それから母たちの消息を捜し廻ったがようとして発見出来ずあきらめて父親の新潟に行き、そこのお寺で戒名をいただいたとのこと。間もなく弟さんも亡くなり、彼女と彼女の父と二人、私の近所に越して来た。お父さんは建築業だったの、戦後、仕事は一杯あったが夜は酒びたりだった。なお一筆加えると彼女の兄と彼女の婚約者は沖繩に居り、間もなく沖繩の報道は日本ではとれずアメリカ一辺倒になってしまった。沖繩は玉砕したという報道が日本のスピーカーで流れた。

○幸い彼女の兄上も婚約者も翌年無事帰還した。  
○疎開先から帰ってからも一夜も家でのやすらぎに恵まれなかった彼女たち—を後に文芸春秋に永六輔氏が追悼文を書いている。永氏は彼女の家の近くにあるお寺の息子なのである。

浅草の彼女より幾月か遅れて、ある日突然、顔は耳まですすだらけで黒く眼だけギョロリとした一人の女性が尋ねてきた。「綾さん（私のこと）」「あら、おてうさんよく生きていたね」と抱き合った。親戚は東京になく、一先ず兄嫁の実家「潮来」へ行ったが何日も居ることが出来ず、両親と病弱の妹を豊橋へ送り、「私は綾さんに借りてもらった家があるので兄2人と3人でお世話になる」ということでした。空家を借りていたのが幸運であった。布団もなくお茶碗一つない生活。空襲に怯えながらの生活が続きました。お風呂屋も何日かに一度開かれる状態になりましたが、彼女の顔が元に戻ったのはかなり後のことでした。

**岩田綾子さんのこと**——岩田綾子さんは、婦人民主クラブ都協の役員を長く務められ、働く婦人として、職場の民主化や男女平等など、婦人運動に長年たずさわってきた大先輩の一人として年賀状をさしあげてきた方です。

新年早々から、立法化にむけた署名を一人でも多くの皆さんに協力していただきたいと年賀状でつながった皆さんに署名をお願いしたところ、岩田さんから「肉親を殺されてはいないが、友人の安否を確かめるために翌日3月10日に歩いた下町の惨状は、あまりにもひどかった」と署名簿とともに、見聞きした事の一部を書いて下さいました。私はすぐに電話で「貴重な内容なので、詳しく書いてほしい」とお願いし、今回の文章を送ってもらいました。疎開していて、半年後に焼け跡に立ち、学校内に火が這った跡を見た私にとつて、何度も何度も見た、焼け跡の惨状の写真を改めて岩田さんの文章から見ると思いがしました。戦争の悲惨さを、どんなささいな事も記録に残していくために、第二、第三の岩田さんが現れることを強く願っています。

草野 和子

# 街の動き

初めて空襲体験を絵に描いて語った堀切正二郎さん逝く―告別式に参加して

東京空襲犠牲者遺族会会長 星野ひろし

6月3日に堀切さん(90歳)が亡くなり、告別式に参加して参りました。堀切正二郎さんと言いますと、筆で書いた12枚の絵を片手に懸命に「空襲の体験を語りつづけた」私たちの先駆者でした。

1998年3月10日に、慰霊堂を参拝した後、石原1丁目会館(墨田区)に遺族が集まり、交流会を始めようとした時、突然立ち上がって「私は母と、妹4人と弟の6人を戦災で亡くしました。それから5日間、毎日石原町に兄弟の安否を尋ねて歩き、町の惨状は凄まじいものでした。この体験を息子、娘、孫に聞かせても、実際の様子が伝わらない。どうしても伝えたい思いで、「描いたこともない絵を写経で使っていた筆で、私の体験を絵に纏めました」と語り、絵を片手にかざし紙芝居のように千住から浅草、厩橋から自宅跡とその惨状を語りました。

この反響は大きく、二葉国民学校で九死に一生を得た体験者などから声がかかり、絵の補強や充実に努め、絵の枚数も増えました。以来、墨田区立緑図書館、すみだ郷土文化資料館での語り部や地元(埼玉県草加市松原団地)では、小中学校の生徒たちに「語り部」として絵をかざして語りつづけて地元の小学校の校長先生とPTA会長の連名の感謝状をおく

られ、さらに埼玉の三郷など広い地域で空襲体験を語り続けていました。その後、郷土文化資料館が「空襲体験画」を募る活動のきっかけを作った一人の役割を果たしました。

戦後60年余が経過した今、あらためて空襲の真実の記録、被害者救済の世論の高まりを作った功績は、歴史にしっかりと記録し後世に伝える必要があります。告別式に参加して葬儀場のロビーに体験絵とコメントが書かれた色紙が展示され、参加者の中に空襲遺族、体験者の顔が見え、ピースウルズの若者も数名が参加しているなど遺族の家庭ぐるみの葬儀、堀切さんの生前のご活躍が偲ばれる立派な葬儀でした。堀切さんの生前のご活躍が、別の機会にまとめられることを期待しつつ。

「第18回平和のための戦争展・小平」で、東京大空襲を語った橋本代志子さん(91歳)、

7月29日(日)小平市中央公民館で開かれた同展で、遠路、酷暑の中をお越しになった橋本さんは若いお母さんや子どもも含めて満席の会場で静かに語り始めました。

「皆さん、こんにちは。空襲で死んだ人々が、自分のことを忘れてほしくないと、私を動かしてくれています。91歳まで必死に生きてきました。東京大空襲とはどんなものだったか。私の家は本所の亀沢町でメリヤス工場でした。家族は8人。女ばかり4人姉妹でしたが、私は昭和16年に結婚し、男の子が生まれ両親は大喜びでした。夫は結婚後出征して、昭和19年に帰りましたが、空襲時は警備召集で不在でした。3月9日は昼頃から北風が吹いて寒い日でした。夜遅く警戒警報で子どもを連れて防空壕に入

りました。そのうちに『おーい大変だ。早く表へ出る』という父の声で外へ出ると、辺りは真っ昼間のようによくB29が低く飛んで、お腹が割れて焼夷弾を落とし、バリバリという物凄い音がして、父が『ガード下へ行きなさい』と叫んでいます。総武線の線路をはさんで両側が50メートルずつ強制疎開で空地になっていました。そこへ母と妹たちと避難しましたが、父が『鉄道は爆撃の目標になる』と言うので三つ目通りを南へ向かいました。(中略)三之橋の上はたくさんの人でパニック状態で、バーナーの火のような勢いで頭巾やモンペにも火が付いて、苦しんで転げ回る人がいてもどうすることも出来ない。博の口の中に火の粉が入り真っ赤でギョッと泣く。子どもを抱いた私の上に母が、母の上に父がかぶさって。父が『代志子飛び込め』と叫ぶ。熱風にあおられた母の顔が今もやきついて離れない。夢中で川に飛び込んだが水の流れが速く、やつと筏に流れ着くが見上げると岸は高く、玄徳稲荷にも火が付く。博はまばたきしない。父母の顔は見当たらない。夢中で念仏を唱えて、『助けてください、子どもだけでも』と叫ぶ。筏の上の2人の青年が引揚げくれたが、長い時間が経って、いつ乗せられたのか気が付くと焼けたリヤカーの上に、子どもを抱えて乗せられて蔵前橋際の病院まで運んでくれました。……こうして私は子どもと生き延びることが出来ました。……：父と母と妹は帰りませんでした。昭和20年3月10日は一生忘れることの出来ない夜となりました。語り終わって、橋本さんは質問に答えて、『私たちの世代は戦争を許した。あなたたちは戦争を許してはいけません。戦争は絶対に防がなければいけません』と強調しました。

NHKが「特報首都圏」(5/28(月))で横浜空襲を、「首都圏ネットワーク」(5/29(火))で横浜空襲復元地図づくりを放映

昭和20年(1945)5月29日の横浜大空襲は東京大空襲を上回る規模の無差別爆撃でしたが、空襲直後に、報道カメラマン別所弥八郎氏が、男女の見分けも出来ない無惨な遺体があちこちに放置された状況を撮影していたことが新たに分かりました。東京大空襲を体験した半藤一利氏が「米軍の無差別爆撃は市街地を火の海にして市民を殺すことが目標だった。日本軍も、いかに戦争を遂行するしか考えず、終戦をもっと早く決断していればと誰でも思う。戦争は始めるのは簡単だが、始まったら人間でなくなる。平和を守るためには戦争の芽を一つ一つ潰す努力が必要だ。戦争で亡くなった犠牲者は皆、訴えている」と語りました。また、横浜空襲で焼野原となった関内地区約1000軒を約15年かけて地図に復元したグループが、このほど『横浜関内地図―昭和10年〜20年』を地元の図書館や資料館に寄贈しました。

**日本被団協が「ふたたび被爆者をつくらない決意を世界に！」なぜ、被爆者は現行法の改正を求めるか」を発行、頒価200円**

日本被団協(日本原水爆被害者団体協議会)は現在の「被爆者援護法」は戦争被害は受忍しなければならぬとする政策から、死没者への措置を除外し、原爆被害を放射線による健康被害に限定することで空襲被害者など一般戦災者と分断しているとして、現行法の改正をめざす運動を開始しています。その大きな目標として「原爆死没者に償いをすること」を掲げ、①原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表す

ること、②原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること、③原爆死没者が生きてきた証として原爆死没者名を碑に刻むこと、④8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊、追悼事業を実施すること、を明記しています。そして空襲や艦砲射撃の被害者らが今、裁判や立法運動に取り組んでいる事を紹介したうえで、日本被団協は基本要請で被爆者の国家補償要求は「一般市民の戦争被害補償にも道をひらく」と位置づけて運動してきました。被爆者の運動は戦争補償を求める人びとの運動と連帯していきますと結んでいます。

### 「3・11東日本大震災、福島原発事故と東京大空襲」のつどい

8月11日(土)、福島県郡山市の郡山市民プラザ第1会議室で全国空襲被害者連絡協議会(全国空襲連)と郡山地域の戦争と平和を考える会の共催で上記のつどいが開かれました。東京からは原告ら15名が参加しました。集会では中山武敏東京大空襲訴訟弁護団長の講演に続いて星野弘原告団長が報告、

「原発事故で今も16万人が国元に帰れない。人間の尊厳を守る闘いを」と呼び掛けました。現地、福島からは郡山地域の戦争と平和を考える会荒井三夫氏から郡山空襲の報告がありました。昭和20年(1945)4月12日は、東京で中島飛行機武蔵製作所が爆撃されましたが、郡山市では保土谷化学郡山工場(従業員3200名)など数カ所が爆撃され約460名(うち27名が白河高女など学校報告隊員)が死亡、7月29日には郡山市に2発の模擬原子爆弾が投下され39人が犠牲になり、更に8月9日及び10日には艦載機による機銃掃射で郡山市で29人死亡するな

ど郡山市での空襲死者は528名に、福島県内では合計658名(大日本防空協会県支部発表の県内死者総数780名)に及びました。

また、福島県の参加者から、福島第一原発による事故の責任を問う裁判を起こし、東京大空襲訴訟の皆さんと連帯しますとの発言がありました。

### 公開講演会、牛田守彦氏が『戦時下の武蔵野(Ⅰ)―中島飛行機武蔵製作所への空襲』を語る

7月1日(日)、武蔵野の空襲と戦争遺跡を記録する会の主催で講演会が武蔵野市の御殿山コミセンで開かれ、副代表の牛田守彦氏が表題のご著書(ぶんしん出版 2011年に刊行)について、なぜこの本を書いたのかを詳しく述べられました。

「中島飛行機武蔵製作所への空襲被害の実相に接近するために、爆撃した米軍資料と爆撃された被害者市民の側の両面から、その悲惨さを明らかにしようと考えた。ところが空襲に関する証言はあるが、犠牲者について不明なことが多い。この武蔵野地域でどのような悲劇が起きたのか。死の瞬間まで、この地に暮らしていた人々がどのようにして殺されたのか、亡くなった方の氏名や年齢を明らかにしたい。亡くなった場所はどこだったか。誰もが日常的に通り過ぎる場所でも多くの市民、女性や子どもが奪われた。彼等がこの世に生きていた証を遺して、彼等の未来を奪った戦争の悲惨さを伝えたいと考えたのです」と強調されました。年内に『戦時下の武蔵野(Ⅱ)』が発行される予定とのことでした。

「空襲被害と国の責任―東京大空襲訴訟と新たに発掘された空襲写真を検証する」つどい

三多摩平和交流ネットワークの主催で、昨年11月20日開催のつどいに続くPARTⅡが6月10日(日)に武蔵野市の武蔵野プレイスで開かれました。席上、原告団の草野和子さんが「……戦争を絶対に起こしてはならない、ということが、私の今日までの生きる指針です。国に対して戦争被害の真実を明らかにし、謝罪とその証しとしての補償を求めることは、国が同じ誤りを繰り返さないためには避けて通ることの出来ない道です。そのために『空襲被害者援護法』の制定を求めています」と御支援を訴えました。つどいは、オーブニングの立川市の混成合唱団「コーラス鳩のうた」による「山中坂エレジー」に続いて、黒岩哲彦東京大空襲訴訟弁護団事務局長の「空襲被害と国の責任―東京大空襲訴訟高裁判決と戦争受忍論―及び山辺昌彦東京大空襲・戦災資料センター主任研究員の「新たに発掘された空襲写真が明らかにした無差別爆撃の真相」の2つの講演がありました。

### 「第12回平和のための戦争展」江戸川

8月18日(土)と19日(日)に江戸川区のタワーホール船堀で開催された同展では、空襲当時葛飾区に住み、都立本所工業学校に在学中だった吉野山隆英さんがこれまでに描いた「北十間川の遺体引揚げ」や「業平橋イチジク浣腸ビル前の遺体の山」の絵と共に、新たに描かれた「東京大空襲」の大壁画が展示され、また、日本各地の空襲による被害の写真も多数展示されて、日本の空襲の全体像を考えるよい機会となりました。

### 7・7千葉市空襲67周年―戦争を繰り返さないための集い2012

7月7日(土)千葉市で開かれた集いは「空襲・戦災孤児たちの戦後」がテーマで、原告団の河合節子さんが「空襲被害者等援護法案」の立法化についてご協力を要請し、紙芝居「知って下さい東京大空襲」を演じました。また、千葉市空襲と戦争を語る会の伊藤章夫氏が「千葉空襲犠牲者名簿の作成と記念碑の建立について次のように報告されました。

「約900名の空襲犠牲者が名前も分からない状態で3分の2世紀である67年間も放置されています。亡くなった方の無念さを考えれば犠牲者の名前を記憶し、再び空襲と戦争のない社会を築かなければならない私たちの責務を考えると、せめて犠牲者お一人お一人の氏名を記録することは、戦争体験者が高齢に達しておられることを考えると、緊急の課題となっております。市民運動として、今日、犠牲者の約半数の氏名を知ることができました。ここに市民運動の責任で公表させていただきます。間違いや不足分は承知の上で、公表することにより、世論が関心を起こして、更に名簿作成が前進することを期待するものです」と、個人情報保護法問題はあるが、国策で開始された戦争に協力させられた上に空襲で犠牲になった人たちの人権こそ重視されるべきですと述べ、同時に、千葉市でのすべての空襲犠牲者名を刻銘する記念碑を空襲70周年の2015年を目途に建設できるようにご協力を呼び掛けました。

### 「神戸空襲を忘れない―いのちと平和の碑」を来年建立することが決まる。

「神戸空襲を記録する会」代表中田政子氏の報告によると「来年夏『神戸空襲を忘れない―いのちと平和の碑』を神戸市の大倉山公園に設置することが

決まりました。裏面には、神戸空襲で亡くなった人たちの名前を刻む予定です。神戸市が用地を提供し、私たちが募金(約600万円)を集めて碑を建設し、以後の名前の追加、管理も行います。8000人以上の名前を刻めるスペースを用意する予定。個人情報の問題では市側と何度も協議を重ねた上で、市は名簿収集のため、ポスターを制作し、全国政令都市、近隣市町村の市役所、区役所、社会福祉協議会、老人センターなどに配布し、『広報こうべ』や神戸市のホームページにも掲載された」とのことです。

(空襲・戦災を記録する会全国連絡会議・会報「空襲通信」第14号(2012年8・1発行)による)

### 佐世保市議会と東京・新宿区議会が

#### 援護法に関わる意見書を採択

本年6月、佐世保市議会が「空襲被害者等援護法」(仮称)の早期成立を求める意見書を全会一致で採択し、また、東京・新宿区議会が「空襲被害者の援護に向けた実態調査の実施を求める意見書」を全会一致で採択しました。そして、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆参両院議長へ市議会、区議会議長よりの意見書が提出されました。

2012(平成24)年9月20日

編集発行 東京空襲犠牲者遺族会

事務局 東京都墨田区押上1の33の4の102

電話 03(3616)2338

編集部

榎本喜久治 大竹正春 川島博久  
斎藤巨弘 永尾寿孝 西沢俊次

山司勝紀 山本唯人

写真

高橋陽子 根本徳三 鷲頭一男